

早稲田大学大学院 総合研究機構
社会的養育研究所

2023 年度
自治体モデルプロジェクト報告書

2024（令和 6）年 8 月



早稲田大学

目次

目次	1
第1章 山梨県モデルプロジェクト	2
1. 協定目標	2
2. 主な取組課題	2
3. モデルプロジェクト助成事業	4
4. 研究所の役割	5
5. 調査研究	6
第2章 大分県モデルプロジェクト	8
1. 協定目標	8
2. 主な取組課題	9
3. モデルプロジェクト助成事業	11
4. 研究所の役割	16
5. 調査研究	17
第3章 福岡市モデルプロジェクト	20
1. 協定目標	20
2. 主な取組課題	20
3. モデルプロジェクト助成事業	21
4. 研究所の役割	22
5. 調査研究	26
第4章 モデル自治体研修交流会	27
1. 開催概要	27
2. 当日のタイムスケジュール	27
3. 講義資料	29
4. 当日の様子	39
5. アンケート結果概要	40

第1章 山梨県モデルプロジェクト

1. 協定目標

日本財団と山梨県との協定では、下記を目標として事業に取り組むこととしている。

- ・3歳未満の里親委託率向上(R3年度末 54.5%→R4年度末 64.4%→R5年度末 71.1%→R6年度末 75%)
- ・里親登録数を毎年13家庭純増、5年間で65家庭純増
- ・社会的養護を必要とする子どもにまず実親を支援して家庭復帰を試み、それが難しい場合はできる限り速やかに特別養子縁組や長期里親委託を検討するなど、パーマネンシー(永続的な家庭)保障を目標とする
- ・遺棄児や予期しない若年妊娠等で、支援があっても実親による養育が見込めない場合は、できる限り速やかに特別養子縁組を検討する
- ・児童相談所に1名は、常勤専属の里親担当者をおく
- ・その他の目標については、毎年の事業の進捗により協議して定める

2. 主な取組課題

1. に掲げた協定の目標に即して、令和5年度の取り組みから下記のとおり課題が挙げられる。

(1) 3歳未満の里親委託率向上

令和5年度も、段階的な委託率向上のための取り組みと実践が行われた。令和5年度の目標は71.1%、実績は45%(令和6年3月1日時点。令和4年度50.0%)であった。児童相談所職員等の家庭養育推進に関する意識改革のひとつとして、(3)と関連し、パーマネンシーについて理解を進めてきた。また、(2)の課題と関連して、里親の成り手確保や未委託里親の活用、受託里親の支援などが引き続き必要となっている。これらの課題には、助成を受けている各法人で従来から実施してきたフォスタリング事業等を通じて取り組んでいる。

(2) 里親登録数の純増

令和5年度もフォスタリング事業を通じて里親制度の普及啓発、リクルート、認定前研修の充実を図ってきた。市町村における協力も重要と考えられており、社会的養護への理解や地域で子どもが育つことへの関心を持てるよう、県内各地域で積極的な活動と働きかけが行われた。

里親登録数の純増に関する目標は、協定期間毎年度13家庭としているところ、令和5年度は5家庭純増と目標には届かなかった。なお、令和5年度新規の里親登録数は、「養育里親登録数」14組、うち「養子縁組里親登録数」6組となった。(令和4年度は区別なしで36組)。高齢等の理由で辞めていく里親もおり、純増での確保が困難となっている。

(3) パーマネンシー保障を目標とした体制づくり

令和5年度は次の取組を通じて課題に対応してきた。①早期家庭復帰、家族再統合に向けて、処遇指導課に2名の職員を配置し、児童福祉指導監直轄の移行班設置、②パーマネンシーに関する児相の理解と意識の醸成(研修実施)、③児童家庭支援センターの役割強化(都留児相・郡内地域市町村、花みずきとの勉強会)、④乳幼児短期緊急里親モデル事業の推進と方法の確認。以上は、山梨県内で今後も継続的に対応すべき課題でもある。

(4) 児童相談所によるパーマネンシー保障のための支援

児童相談所では、パーマネンシープランに沿って子どもと家庭への支援をマネジメントすることが課題であり、令和4年度1年かけて調査研究を実施し、パーマネンシープランニング実践モデルガイドライン及びフィデリティ・チェックリストを作成した。

今年度は、(3)のとおり一定の組織が用意され、対象を定めて実践に移った。また、実践のスーパービジョンやコンサルテーションの機会として、原則月1回の定例会議を実施し、実践上の困難やガイドラインの確認等を行った。ただし、中央児相における家庭養育移行に向けたパーマネンシープランニング実践モデルのケースワークの対象は、100程度となっており、2023年度時点の2名の職員配置では十分な支援ができないだけでなく、関係機関や保護者、子どもとの様々な調整にあたって負荷が高い状態にあり、本来的な目標達成のためには増員が必要な状態といえる。

(3)と関連して、慢性的な人手不足と人事異動を考慮すると、今後も引き続き安定した組織的対応ができるよう手当が必要となる。

家庭復帰や親族養育が長期に見込めない場合のパーマネンシーゴールとして、特別養子縁組の成立件数の少なさ(年間2~3件)が引き続き課題となっている。令和5年度は2件の成立であり、特別養子縁組を希望する者とのマッチングや実親からの同意を得ること、縁組後の支援を誰がどのように実施できるのか等は、実践の中で意識的に工夫する必要がある。

(5) 常勤専属里親担当の増員

常勤専属里親担当は、里親委託率の向上、パーマネンシー保障を視野に入れた実践に向けた体制のために必要とされる人員である。中央児童相談所に1名配置されているものの、令和5年度も都留児相には配置なしの状態が続いており、家庭養育移行に向けたケースワークに取り組み始めたところ、課長職が地区担当ケースワーカーと一緒に動きながら支援にあたるため、過重な負担がかかることとなり、引き続き協定上の目標を達成するための体制整備として、積極的な配置が必要な状況にある。

(6) 児童家庭支援センターの設置と地域における役割

令和 3 年度の社会資源のばらつきの確認以降、令和 4 年度は特に資源が乏しかった郡内地域での児童家庭支援センター設置の検討を行い、近隣市町村との意見交換や研修など準備を続けた。建物の建築に時間を要したこともあり、児童養護施設くずはの森の空室を利用して児家セン機能をスタートさせている。

令和 5 年度は、社会福祉法人葛葉の森による児童家庭支援センター「花みずき」の建物が完成し、大月市を中心に近隣市町村との関わりが本格化している。親子支援プログラムやショートステイは、児童福祉法で整備された家庭支援事業として重視されており、県や児童相談所、自治体と連携しつつ児家センの役割を検討していくことが必要と考えられる。

3. モデルプロジェクト助成事業

(1) 社会福祉法人 山梨立正光生園

① 里親包括支援事業(フォスタリング機関・テラ(里親支援機関 B 型))

広報活動※、里親リクルート(里親相談会、個別相談会)、基礎研修、登録前研修、登録申請、家庭訪問、マッチング、里親家庭養育支援、特別養子縁組家庭養育支援を実施した。

※中央市の子育て支援課と共同制作したチラシ全戸配布を実施した。

② 乳幼児短期緊急里親モデル事業

乳児院職員 2 名登録。中央児相と内容を協議し、事業は 2022 年 3 月 14 日より開始している。

③ 地域の子育て家庭支援事業

ショートステイ、トワイライトステイを活用した在宅家庭支援・家事援助、クリニックの小児・児童精神科医知見・指導による質の高い在宅支援の実現。

④ 子ども家庭福祉ソーシャルワークのための人材育成

子ども家庭ソーシャルワーク専門職研修(子ども虐待のテーマで全 10 回実施)を実施。

(2) 社会福祉法人子育ち・発達の里 乳児院ひまわり

① 法人の里親支援室：社会的養育機関エール(里親支援機関 A 型)

環境整備(通信機器環境の整備、HP 整備)

② 里親開拓(里親のリクルートのための広報活動)、育成・研修(里親登録前研修、更新研修の実施)、委託推進(子どもと里親家庭とのマッチング)、訪問支援(子どもの里親委託中における里親支援)

③ 人材育成

コンサルテーション、FCP ファシリテーター養成講座の受講

④ 乳幼児緊急一時保護里親事業

登録里親数 5 世帯、9 人。本事業実施要綱策定後、乳幼児緊急一時保護里親選考委員会で当該事業の里親を決定し、業務委託契約を結んで事業を実施。

⑤地域の子育て家庭支援事業の体制強化

乳児院ひまわりにおけるショートステイ及びアセスメント、社会的養育機関エール等における地域子育て心理相談支援事業（きらきらグループ）、特別養子縁組家庭支援を実施。

(3)社会福祉法人葛葉学園 子ども家庭支援センター花みずき

都留児相管内地域の家庭支援体制構築のため、里親家庭、要支援家庭を中心に、地域で利用できるショートステイなど宿泊機能を持つ独立型児童家庭支援センターを開設。令和6年4月1日より本格稼働。ショートステイなど市町村との契約による実施、里親等への支援、要保護児童対策地域協議会へ参画している。市町村のニーズに合わせた事業を進める。

4. 研究所の役割

(1)県内社会的養護に係るモニタリング指標の継続的分析

毎年県から国に対して報告している社会福祉行政報告例と児童福祉施設等調査等、研究所で作成した指標(マクロ指標という)に対するデータ提供を依頼している。令和4年度から5年度にかけて指標にあわせてデータ確認をしていただいたため、令和5年度は過去のデータ提供を受けることができた。経年での山梨県内の社会的養護の変化を追い、変化が生じた時の状況・影響を与えた背景を確認するために用いるデータとなる予定である。

(2)PMTの実施

2023年度は、PMTを実地で1回(2024年3月11日)、遠隔で2回(6月1日、9月28日)、計3回開催した。PMTでは県全体の家庭養護の状況・課題を共有し、各法人から実施事業に関わる現状・進捗報告、課題の共有を行い、必要な対応を検討した。PMTの前後で県庁担当者との打ち合わせを実施した。

(3)実地・遠隔での意見交換

①実地での訪問・意見交換

・2023年6月6日：研究所(佐藤・上鹿渡・中村)が県庁担当者、管理職の方々と家庭養護推進に関する山梨県内の状況等について意見交換を実施した。

②遠隔での意見交換

通年、マクロ・メゾ指標に関する検討、児童相談所の体制、花みずきに関する検討等を随時実施した(年間Zoom等で12~15回程度)。

(4)自治体モデルプロジェクト他自治体との連携、紹介

児童育成支援拠点事業の実践、児童家庭支援センターの役割について大分県の児童家庭支援センター和、栃木県の養徳園及び月の家による実践等から知見を得る研修会と花みずきとの意見交換の機会をもった。

(5) 山梨県内での研修企画と実施

- ・ 県幹部との顔合わせ・意見交換：6月6日(現地)
- ・ 児童相談所職員・プロジェクト関係者向けパーマネンシー研修：PPM内3月11日(遠隔)
- ・ 都留児童相談所管内市町村のこども家庭センター研修：12月4日(現地)
- ・ 全県での児童育成支援拠点事業・児童家庭支援センターに関する勉強会(研修会)：2024年1月31日(遠隔)

令和5年度は、計4回の研修または意見交換会を実施した。令和3年度、令和4年度からの市町村研修、パーマネンシー研修の取組をベースにしながら、少しずつ関係者の知識や意識が実践に結び付いていくよう県との相談や確認を行っている。家庭養育や地域における家庭支援に関する理解を深めるためにも、研修企画や登壇、他自治体の取り組みを紹介するなどの機会を設けることは、継続的な課題である。

(6) パーマネンシープランニング実践モデル構築に向けた研究

乳児院及び児童養護施設に措置された子どもに対する家庭養育とパーマネンシーを保障する児童相談所のケースマネジメント実践モデルに基づく実践を実施し、その支援プロセスと成果を蓄積しはじめた。児童相談所・民間機関の協力を得るだけでなく、山梨県内の関係者にも広くこの取り組みについて周知し、理解を得られるように進め、実質的な体制の構築に結び付くことが肝要である。

5. 調査研究

(1) 研究の着眼点

家庭養育優先原則を示した児童福祉法改正以降、児童相談所運営指針においても代替養育のもとにいる子どもに対するパーマネンシー保障の優先順位を定めている。しかし、パーマネンシー保障のための児童相談所の実践について先行研究が乏しく、先行する諸外国の理論や実践を踏まえた実践モデルの構築と検証が期待される。

そこで、福岡市児童相談所における家庭養育移行のためのパイロットスタディの知見を踏まえ、「子どもに家庭養育とパーマネンシーを保障するケースマネジメントモデルの開発的研究」として実施することとした(早稲田大学における研究倫理審査は2023年9月に承認された)。

(2) 研究の概要と進捗

山梨県内の社会的養護の状況の実態やその変化を福祉行政報告例や児童福祉施設等調査等既出のマクロデータについて、県庁子ども家庭福祉主管課、県内児童相談所から提供を受け、研究所にて集計・分析し、山梨県内の社会的養護を含めた子ども家庭福祉における状況把握を行う。

令和4年度から5年度にかけてデータ収集に関する打ち合わせをもとに、データ収集を

進めていただき、過年度分までデータの提供を受けた。パーマネンシー保障に向けた実践の要素やその実践の対象とする児童の選定基準を定め、実践モデルとガイドラインに基づき、年間通して実行した。モデル実践試行前のベースラインを収集するメソ指標のデータ収集が終わり、実践を進めながら継続的にデータを取るようになった。モデル実践については、フィデリティチェックを行い、次年度以降は半年に1回行うこととした。

山梨県担当者及び児童相談所担当者に対する補足的なインタビューは、担当者の交代などがあり、次年度引き続き実施に向けて調整する必要がある。

第2章 大分県モデルプロジェクト

1. 協定目標

大分県は、2021年3月17日に日本財団と「家庭養育推進自治体モデル事業」に関する協定を締結しており、2023年度は協定の3年目にあたる年である。「家庭養育推進自治体モデル事業」に関する協定では、大分県では2024年度までに3歳未満の里親委託率75%の達成を目標とするほか、毎年新規里親15家庭の登録を目指すとした。

日本財団と大分県の協定の概要は、以下の通りである。

・日本財団との協定における目標

1. 乳幼児については家庭養育を原則とし、3歳未満の里親等委託率は令和3年度末63%、令和4年度末66%、令和5年度末69%、令和6年度末75%、令和7年度末75%の達成を目標とする
2. 年間の新規養育里親登録数は15家庭を目標とし、令和3年4月から令和7年度末まで養育里親登録数75家庭の新規登録を目標とする
3. その他の目標については、毎年の事業の進捗により協議して定めるものとする
4. 社会的養護を必要とする乳幼児について、まず実親を支援して家庭復帰を試み、それが難しい場合はできる限り速やかに特別養子縁組や長期里親委託を検討するなど、パーマネンシー（永続的な家庭）保障を目標とする
5. 遺棄児や予期しない若年妊娠等で、支援があっても実親による養育が見込めない場合は、できる限り速やかに特別養子縁組を検討する
6. 各児童相談所に1名は常勤専属の措置児童を担当する係（家庭移行支援係等）をおく
7. 各児童相談所に1名は常勤専属の里親担当者をおく

協定書の、第4条（乙の協力）において、大分県は次のことを取り組むものとされており、乳幼児については家庭養育を原則とし、3歳未満の里親等委託率の目標と、年間の新規養育里親登録数、養育里親登録数の目標が定められており、その目標値と実績値は以下の通りである。

	2021年度	2022年度	2023年度
3歳未満の里親等委託率(目標値)	63%	66%	69%
実績	50.0%	64.3%	66.7%
新規養育里親登録数(目標値)	毎年15家庭、5年間で75家庭を新規登録		
実績	11家庭	17家庭	11家庭
新規養子縁組里親登録含	16家庭	24家庭	18家庭

その他第4条に係ることとして以下の取組を行っている。

- ・目標については協定書にあるように、毎年の事業の進捗により協議して定めている。
 - ・社会的養護を必要とする乳幼児について、まず実親を支援して家庭復帰を試み、それが難しい場合はできる限り速やかに特別養子縁組や長期里親委託を検討するなど、パーマネンシー保証を目標とする。
 - ・遺棄児や予期しない若年妊婦等で、支援があっても実親による養育が見込めない場合は、できる限り速やかに特別養子縁組を検討する。
 - ・各児童相談所に1名は常勤専属の措置児童を担当する係（家庭移行支援係等）をおく。
- 2023年度に、城崎分室（大分市管轄）にも措置児童支援課を新設（常勤5名）
- ・各児童相談所に1名は常勤専属の里親担当をおく。
- 大分県における社会的推進計画の主な指標は以下のとおりである。

	実績			見込	目標	
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2024年度	
里親等委託率 （全体）	36.4%	39.4%	39.1%	40.0%	38.0%	達成 見込
里親等委託率 （3歳未満）	50.0%	64.3%	66.7%	75.0%	75.0%	達成 見込
里親登録数	236組	248組	218組	240組	230組	達成 見込
特別養子縁組 成立数	4件	0件	6件	3件	10件	未達成 見込
児童家庭支援 センター設置数	5か所	5か所	5か所	5か所	未設置 地域に設置	達成 見込

2. 主な取組課題

主な取り組み課題としては、引き続き（1）児童家庭支援センターの強化、（2）NPOとの協働による乳幼児短期緊急里親、里親リクルート等、（3）乳児院の機能転換・多機能化がある。

（1）児童家庭支援センターの強化

（課題）

- ・大分県内には近隣市町に社会的養護関係施設等、リソースがない地域がある。
- ・ショートステイ（短期預かり）や里親レスパイトなど委託先が遠いため利用しにくい。
- ・夜間の緊急一時保護の場合、長距離の移動は子どもの心理的負担が大きい。

（2023年度の取り組み）

- ・2022年に新たに2つの児童家庭支援センターが設置され、それぞれ3月14日に陽（日田

市)、4月21日にHOPE(佐伯市)の開所式が行われた。2児家センは短期預かり機能を持ち、2023年度においても引き続き、すでに設置されている3つの児家センや地域のリソースと協働し、地域の課題をカバーしながらサービスを展開している。

- ・市町村の「支援対象児童棟見守り強化事業」も受託。
- ・地域支援事業を念頭に、こども食堂の運営や第3の居場所づくり等も展開。
- ・県内5か所に児童家庭支援センターを設置したことで、より在宅支援、里親支援を強化し、委託先が遠いため利用しにくかったショートステイや里親レスパイトケアを充実させ、長距離の移動により子どもの心理的負担が大きい夜間の緊急一時保護にも対応している。
- ・同じ法人ですでに設置されている児童家庭支援センター(陽は和と、HOPEはゆずりはと同法人)からサポートを受けながらこれまでのノウハウを活かしつつ、地域のニーズに応じた新たなサービスを展開している。

(2) 乳幼児短期緊急里親、里親リクルート、子育て家庭の在宅支援プログラム開発等 (課題)

- ・委託可能な里親が不足している(特に乳幼児)。
- ・高齢化等により登録辞退者が増加。
- ・里親リクルート業務の専門的なノウハウを持つ民間団体不在。
- ・乳幼児の緊急一時保護等のための里親の確保。

(2023年度の取り組み)

- ・引き続き里親の普及啓発のため、宣伝を強化。
- ・県内に里親リクルート業務を担うNPO法人Chiedsからコンサルテーションを受け、民間手法導入により、「里親リクルート地域連携事業(R3~)」とタイアップして効果を上げている。
- ・さらに家庭養護推進員を4市に配置し、NPO法人Chiedsと連携。募集説明会参加組数は1.3倍となった。
- ・毎年新規里親15家庭の登録を目指して広報とリクルートを強化。
- ・乳幼児短期緊急里親の新たな登録、更新と実施。またNPO法人Chiedsによる乳幼児短期緊急里親に対する研修や意見交換会を実施。

(3) 乳児院の機能転換・多機能化 (課題)

- ・家庭養育を原則とし3歳未満の里親等委託率を高める必要がある。
- ・乳幼児の里親委託推進で入所児童が減少しており乳児院の機能転換・多機能化が必要。
- ・これまで蓄積された乳幼児や家族への支援に関する知見等の地域支援のリソースとしての活用。

(2023年度の取り組み)

- ・改築工事を実施(2023年7月着手、2024年3月竣工)し「乳幼児総合支援センター」として多機能化・機能転換を行う。それには、多胎児家庭に対するショートステイなどの支援、地域の要支援家庭等への親子支援(親子室2床)も含まれる。
- ・特別養子縁組のフォスタリングについて一般社団法人ベアホープのコンサルを受け(おおよそ対面コンサル月1回、オンラインコンサル週1回)2024年5月より養子縁組里親への包括的支援を実施。
- ・施設ケア機能のほかに在宅支援メニュー(産後ケア、ショートステイ等)を一体的に展開。

その他、協定事業以外の家庭養育推進の事業・取組みとして以下の取組が挙げられる。

- ・ケアリーバー等実態調査(2022年度)
- ・つながり構築(2022年度～2024年度)
- ・みらいの福祉施設建築プロジェクト(2024年度)
- ・こどもの第三の居場所構築:しげまさこども食堂(2022年度～2024年度)、清浄園(2022年度～2025年度)

3. モデルプロジェクト助成事業

(1) 児童家庭支援センターの新設及び強化

①児童家庭支援センター「陽(ひなた)」

事業開始:2022年3月14日

職員体制:相談支援員3名、心理担当1名 +和より日替わりでサポート

場所:日田市中城町225-1

日田市「日田市総合的な子ども支援拠点」に将来的に計画。

事業:支援内容は基本的に和(やわらぎ)と同様で、相談支援(電話・来所)、一時預かり(ショートステイ・一時保護)、地域支援(見守り事業等)、里親支援(訪問、レスパイト)

2023年2月(2022年度)より、子どもの居場所事業開始。一体的に運営(予算とスタッフは便宜上分離)など

○2023年度児童家庭支援センター陽実績(2024年2月発表時現在)

相談支援(延人数)					
電話	来所	訪問	その他	心理療法	合計
88人 (1285)	65人 (594)	44人 (453)	(43)	(100)	197人 (2475)

短期預かり (延べ日数)			
一時保護委託	ショートステイ	里親レスパイト	合計
13人 (156)	18人 (132)	2人 (11)	33人 (299)

日田市支援対象児童棟見守り強化事業				
実世帯	実対象人数	延利用者数	訪問回数	配食数
30	73	1734	725	2448

日田ひなた拠点			
登録者数	利用延べ人数	開設日数	利用者数/日
30名	2302人	252日	9.1人

・2023年度は2年目となり、日田市のショートステイや見守り強化事業をきっかけとして、困ったときに相談できる場所としてさらに浸透している。その中で、陽がかかわることによって関係機関同士がつながる契機となること、他機関との協働やケース会議も多く持った。
 ・日田市との協力体制が早期にでき、地域で動きやすかった。民間と行政の連携が大切であることを実感する場面が多くあった。

②児童家庭支援センター「HOPE」

事業開始：2021年11月30日

職員体制：相談員2名、指導員2名、心理士1人 +ゆずりはよりヘルプ1名

場所：佐伯市 町中の一軒家

事業：ゆずりはの事業に加え、預かり事業（里親レスパイト事業、一時保護、ショートステイ）、里親支援を開始、強化。

連携強化先としては以下のものが挙げられる

児童相談所（一保委託）、市役所子ども家庭支援課、放課後等デイサービス（相談支援）、子ども食堂、くらしサポート事業等（社協）、児童館（学習機会提供）

○2023年度児童家庭支援センターHOPE実績（2024年2月発表時現在）

相談実績		
	相談実人数	相談延件数
合計	805	2146

相談延件数内訳					
	電話相談件数	来所相談件数	訪問相談件数	心理療法等の件数	メール相談件数
合計	1021	292	403	185	245

指導委託			
	件数	人数	回数
合計	15	23	228

相談・指導内容の種別延件数								
	養護 /虐待	障害	非行	性格行動	不登校	適正	しつけ	その他
合計	885/ 268	273	17	279	521	4	2	164

- ・一般相談に注力しており、中でも不登校の相談対応が多い。
- ・児童本人、家族だけでなく、関係機関(市、学校、保育所)からの相談も多い
- ・人材の確保と質の向上が引き続き急務である。

(2) 大分県と NPO 法人 Chields の協働による里親リクルート、乳幼児短期緊急里親

○chields の主な活動

- ①大分県内への里親制度普及啓発・リクルート業務
- ②里親申請希望者登録までのソーシャルワーク業務
- ③乳幼児短期緊急里親（モデル事業）

①里親制度普及啓発・リクルート業務

養育里親募集説明会

- ・2021 年度 36 会場開催予定 31 会場実施 98 組 105 名参加
- ・2022 年度 29 会場開催予定 24 会場実施 84 組 105 名参加
- ・2023 年度 39 会場開催予定 28 会場実施 75 組 90 名参加

2023 年度の傾向

- ・例年 4 月から 5 月にかけて説明会の問い合わせや参加申し込みの連絡が入る。
→今年度は問い合わせ・参加申し込みがほとんど無い状況に危機感を覚え、これまでにない積極的なリクルート活動を行った。
- 他の自治体でも同じような状況が見受けられた。
- ・2022 年度は「ひらけ里親プロジェクト」でテレビ CM 等の大々的なアピールを行った影響

で参加者の獲得に繋がった。

→2023 年度は通常の活動に戻り又コロナが 5 類に移行したことで数年ぶりに多くの方の視野が内から外に向けられた影響もあり、参加者の減少となったのではないかと考えている。

2023 年度の新しい取り組みと活動

- ・大分県内の市町の担当課や公民館、市民センターへチラシやポスターの掲示依頼に訪問
- ・病院や診療所、大型商業施設、店舗へチラシ、ポスター掲示依頼訪問
- ・イベント会場（マルシェ・まつり）、大型商業施設入口で啓発グッズ配布
- ・出張ブースを設営して啓発グッズ配布（市役所やスーパー）
- ・Chiefs 事務所で毎月 1 回「里親カフェ」を開催

②里親申請希望者登録までのソーシャルワーク業務

養育里親登録を希望する方の審議会での登録までを担う

- ・認定前研修開催回数（1 クール 3 回開催）

2021 年度年度 5 回開催（延べ 19 日）

2022 年度年度 5 回開催（延べ 19 日）

2023 年度年度 9 回開催（延べ 26 日）

・申請者 1 人 1 人の都合に合わせて研修を行っている為に 1 家庭にのみに向けて開催したり、午前中のみで 5 日間に分けての開催や申請者の住居地へ出向いての研修も行い回数が増加した。

・里親支援専門相談員には担当地域の説明会や認定前研修にも参加し、担当地域の申請者と顔を合わせることで互いに施設実習への移行がスムーズで登録後の相談のしやすさにも繋がっている。

・これまで 3 年間 Chiefs が登録してきた里親は登録後 すぐの打診に応えることができおり未委託率は大変低く即戦力の里親の育成に繋がっている。

③乳幼児短期緊急里親事業（モデル事業）

乳幼児短期緊急里親事業は令和 3 年日本財団との協定に基づきスタートした全国初の取り組みで原則として契約した里親は 24 時間 365 日体制で乳幼児の緊急一時保護を担う。

乳幼児短期緊急里親実績

	契約里親数	受託件数	受託日数
2021年度	5 家庭	3 5 件	2 4 0 日
2022年度	7 家庭	6 5 件	8 3 7 日
2023年度	6 家庭	3 6 件	4 7 0 日

○2023年度の新たな取り組み（2022年度の課題を受けて）

- ・里親さんに最新の育児の手技手法を学んでいただくために乳児院での研修を開催。
- ・里親さんの待機中の情緒的なサポートの必要性からも Chieds による家庭訪問を実施。
- ・待機不可日に加えて休息日を設けた。待機料に影響はなく月に2日取得できる。
- ・年末年始の待機状況を手厚くするために年末年始限定里親を新たに公募（12月28日～1月4日）

6家庭の里親さんと契約。 ⇒年末年始期間で緊急一時保護の要請なし

○2024年度より乳幼児短期緊急里親事業契約書変更予定の点

2023年度までの課題を受けて以下の点を変更予定

- ・事業開始時の目的の再確認

本事業はこれまで乳児院のみだった乳幼児の一時保護先の選択肢を増やすことを目的としている。

- ・目的を受けて対象児童の年齢と受託期間

概ね0歳から2歳までの児童。3歳から就学前の児童の打診の可能性もあるが受託については児童相談所と要相談の上で決定する。ただし打診を断っても契約不履行にはならない。

現行：受託期間は1日乃至2か月 ⇒ 原則1日乃至1か月（最長2か月）とする。

- ・休息日の変更・待機不可日

休息日 現行：月に2日取得 ⇒ 休息日は受託解除後に受託日数に応じて取得できる。

これまで通り休息日を取得しても待機料に影響はない。

待機不可日 これまで通り里親さんの都合で待機出来ない場合に取得できる。

- ・こどもの受け入れについて

現行：緊急委託対象児童の受け入れを拒否してはならない

⇒原則として緊急委託対象児童の受け入れを拒否してはならない。

（3）乳児院の機能転換・多機能化

①乳幼児総合支援センター

乳児院栄光園が機能転換・多機能化を図り、施設整備を行い、これまでに蓄積されたノウハウを活かしつつ、地域支援、在宅支援を一体的に展開していく。

以下、乳幼児総合支援センター化後に取り組む新規事業等

1) 里親フォスタリング事業：①里親委託推進等事業、②里親トレーニング事業、③里親訪問等支援事業

特に、2023年度にとっては、特別養子縁組を包括的に支援するフォスタリング機関を目指して、ベアホープよりコンサルを受ける。2024年5月に事業開始。

2) 育児指導機能強化事業：地域家庭や入所する子どもの保護者等へ、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に行いながら伝える等の支援を行う。

3) 医療機関等連携強化事業：医療機関との連絡調整員を配置し、医療機関との連絡調整や

通院時の付き添い等、医療的ケアが必要な子どもに対する専門的養育機能の強化を図る

○2023 年度の流れと事業内容

2023 年 7 月：入札 建築会社決定

2023 年 7 月：建築開始 毎週 1 回の建築会議、月 1 回の総合定例会議

2024 年 5 月：竣工式

乳幼児総合支援センターの事業内容

里親支援	特別養子縁組里親に特化した里親フォスタリング事業
	フォスタリングチェンジプログラム事業
地域支援	見守り支援事業
	ショートステイ専用居室整備
	親子生活訓練室の活用
子育て支援	産前産後の子育て支援
入所児支援	全居室小規模化による家庭的養育の推進
居場所支援	子ども第三の居場所づくり事業

2022 年度中に施設整備を行う予定であったが、資材の高騰、また設計の見直しのため工期が遅れ、施設の竣工は 2024 年 5 月となった。しかし、その間に一般社団法人ベアホープにより、対面月 1 回、オンライン週 1 回のコンサルを受けたり、児童相談所へ席を設けて業務について実践しながら学ぶなど、十分な準備をすることができた。

4. 研究所の役割

(1) 会合の開催

大分県においては、家庭養育推進自治体モデル事業にかかわる団体関係者の情報や進捗の共有・意見交換の場として適宜会合（PMT）を開催している。

第 1 回 2023 年 9 月 19 日（火）13:00～15:00 オンライン開催

第 2 回 2024 年 2 月 26 日（月）13:00～14:45 オンライン開催

・参加団体は、以下のとおりである。

大分県福祉保健部こども・家庭支援課

大分県中央児童相談所

大分県中津児童相談所

社会福祉法人 別府光の園：こども家庭支援センター光の園

社会福祉法人 一志会 清静園：児童家庭支援センター和、陽

社会福祉法人 大分県福祉会：児童家庭支援センターゆずりは、HOPE

特定非営利活動法人 Chieds

社会福祉法人 栄光園：乳児院栄光園

公益財団法人 日本財団

早稲田大学社会的養育研究所

(2) 大分県の社会的養護にかかわるモニタリング指標の継続的分析

大分県の家庭養育推進自治体モデル事業において、その推進に関する指標を作成しており、社会福祉行政報告例や児童福祉施設等調査等からデータの提供をお願いしている。データの提供は基本的に年に1回とし、収集されたマクロデータをもとに、経年による変化を見て、事業の取り組みによる影響などについて分析する。

(3) 家庭養育推進自治体モデルに関する事業の調査

大分県の家庭養育推進の取り組みについて、各事業レベル、プログラムレベルで調査し、その効果や成果について分析してフィードバックを行う。またその取り組みが他へ展開可能ななどの考察も行っていく。

2022年度からは、児童家庭支援センターについてのタイムスタディ調査と、乳幼児短期緊急里親の成果についての調査を企画し、2024年1月に実査を行っている。現在データを分析中である。

(4) 他自治体や機関等との連携、紹介

自治体モデルプロジェクトの他の自治体との情報共有や意見交換の場を調整する。また、家庭養育推進において有益な情報や効果的なプログラムなどの紹介も行う。その他、必要なリソースについての相談を受ける。2022年度は一般社団法人ベアホープのご紹介に関わり、その後対面コンサルに同行しフォローアップを行っている。また訪問型ペアレンティング・プログラムのセフケアの紹介等もしている。

5. 調査研究

(1) 大分県自治体モデルプロジェクト マクロ指標調査

大分県が推進する家庭養育の包括的な推進が子どもの利益に適う形で安全に実施されているのか、またどのような事業・取組が子どもや養育者にとって有効か、同様の方法が他地域にも展開できるか、などをリサーチクエスチョンとして、マクロ的視点でモデルプロジェクトを総括的にみて検証するためにマクロ指標による調査を行う。なお、本調査研究は、「早稲田大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」（申請番号：2021-451）の承認を得ている。

調査手法としては、マクロ指標に基づく項目について自治体のデータを記入して頂き、その結果と5年間の推移を分析し成果を検証する。マクロ指標自体は、他の自治体と共通して

いるものを使用し、社会福祉行政報告令や児童養護施設等調査等からのデータ提供を依頼する。

2022年度のマクロデータを大分県より提出していただき、2023年度の第2回目のPMT(2024年2月26日)において全体に共有した。今後、経年変化による考察等が必要である。

(2) 児童家庭支援センターのタイムスタディ調査

社会的養護における地域支援の重要な拠点として児童家庭支援センターは位置づけられ、多様なサービスが可能であり、大分の児童家庭支援センターにおいても様々なサービスが提供されている。特に地域支援では一時預かり機能が求められているが、現在の人員配置基準では職員数が十分ではないために預けられないケースもあり、本来在宅で可能な支援が分離まで至る事例も想定される。そのため本調査研究では、児童家庭支援センターにおいて地域ニーズに的確に対応する支援体制の在り方、一時預かり機能を積極的に活用することによって虐待の早期発見や予防が可能となり親子分離が減少するか、児童家庭支援センターにおける効果的な支援とは何か、などをリサーチクエスチョンとする。なお、本調査研究は、「早稲田大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」(申請番号:2021-451)の承認を得ている。

調査手法としては、タイムスタディ及びインシデントスタディを用い、業務実態の把握を行い、業務分析をすることで効果的な支援、またニーズに対応する支援体制を導き出す。また、適宜ヒアリングを行うことによって、どのような成果があるのかを把握する。

2023年度においては、児童家庭支援センターへの訪問、またヒアリングを実施してコードを作成してのち、2024年1月に5日間の実査を実施した。現在、データの分析を進めているところである。

(3) 乳幼児短期緊急里親事業の評価に関する調査研究

乳幼児短期緊急里親事業は2021年7月よりモデル事業として開始された。本事業は、県内1箇所の乳児院が担ってきた機能を家庭養育へ転換することを目的として、個々の里親と年間単位での事業契約を結び、乳幼児の一時保護等における常時委託可能な里親として子どもの養育に携わるものである。従来は、特に休日・夜間など緊急保護において乳児院等の施設ケアを活用せざるを得ない状況があり、その先の長期の親子分離に至った際にも、施設ケアが継続されることが生じていた。このような状況を変えるため、乳児院等でないと難しいとされていた役割を再検討することにより、子どもの養育の質の改善、成長・発達の保障、最善の利益の増進が図られることが期待される。

一方で、本事業はモデル的に開始されており、実際に子どもの利益に適ったものとなっているのか、その中に課題や改善点としてどのようなことが生じているのか、十分な評価・検証を行う必要がある。本調査研究は、事業の活用実態を把握し、子ども、里親、児童相談所職員、民間機関職員など関係者にとっての利点や課題を明らかにした上で、より良い事業展開の在り方を検討することを目的としている。なお、調査実施に当たっては、早稲田大学「人

を対象とする研究に関する倫理審査委員会」の審査を経て、2022年4月28日に実施承認（承認番号：2022-007）を得た。

2023年度は、2022年度に実施した調査の追加調査として、①事業実績値データの集計、②インタビュー調査、を実施した。①に関しては、登録里親数、委託日数、休暇日数、委託児童数、関係機関ごとの一時保護割合や長期措置割合など、事業評価に係るデータを集計し、経年変化を踏まえつつその結果を取りまとめた。②に関しては、昨年度実施した里親3名、児童相談所職員4名、民間機関職員3名に加えて、担当者の変更等も踏まえて、里親1名、児童相談所職員4名、民間機関職員2名へ実施した。聴取項目は、事業の利点や課題、改善点等であり、昨年度のインタビューデータも含めて、語りの内容をコード化し、語りの数と説明も含めてコード表を作成した。

第3章 福岡市モデルプロジェクト

1. 協定目標

福岡市では、2021年11月11日に日本財団と家庭養育推進自治体モデル事業に関する協定を締結した。この協定では、以下の事項が目標として定められている。

- ・要保護児童等に対する在宅支援事業（養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、産前産後母子支援事業等による親子入所、その他本事業の助成により開始した事業）の年間延べ利用世帯数の毎年度増加、2025年度末に2020年度実績の3倍
- ・乳幼児は家庭養育を原則とし、3歳未満の里親等委託率を2021年度末72.5%、2022年度末74.0%、2023年度末75.5%、2024年度末77.0%、2025年度末78.5%
- ・里親登録数の毎年30家庭、5年間で150家庭純増
- ・社会的養護を必要とする乳幼児について、パーマネンシー保障が相談援助の原則
- ・遺棄児や予期しない若年妊娠等で、十分な支援を提供しても実親による養育が見込めない場合は、できる限り速やかに特別養子縁組を検討
- ・児童相談所に常勤専属の里親担当者と里親委託児童支援担当者を各1名配置

2. 主な取組課題

（1）児童福祉施設の多機能化

家庭養育の推進に伴い児童福祉施設に求められる機能も変化しており、乳児院や児童養護施設が有する支援体制・ノウハウ・設備等を社会的養育の推進の中で有効に活用することが重要である。過年度までに行った従来施設の建替えや高度な設備の増築（ハード面）に加え、令和4年度後半からは、訪問型ペアレント・トレーニングの開始等、新たなサービスの展開（ソフト面）を進めることで、両面から多機能化に取り組む。

（2）家庭支援に関連する地域資源の開発

児童虐待の予防を推進する観点では、児童相談所による措置等から家庭移行支援の取組強化（3次予防：再発防止）に加えて、行政区による要支援児童等への在宅支援メニューの積極的提供（2次予防：家庭支援）も求められる。社会的養護に関連する各種事業を実施している団体や家庭支援の取組に関心を有する団体に一層の取組を促すことで、地域内の社会資源の拡充を図る。令和5年度には、令和6年4月からの改正児童福祉法施行（児童育成支援拠点事業の開始、地域子育て相談機関の設置／等）を見据えて、地域における子ども・家庭の見守り体制の整備や居場所の設置（1次予防：相談機能・居場所機能）についても検討を行い、行政と民間団体が効果的に連携する包括的な支援体制の構築を進める。

（3）区による家庭支援のケースマネジメントや情報共有に役立つツールの開発

令和6年度の改正児童福祉法施行（こども家庭センターの設置、サポートプランの作成／

等)を展望して、区が家庭支援のケースマネジメントを行う際により円滑に支援を提供するためには事務負担の軽減やシステム等を活用した情報共有を進めることが求められる。そこで、区が活用するケースマネジメントシステムを開発するとともに、そのシステムの民間団体への活用可能性を検討する。

(4) 行政（主に区職員、児童相談所職員）と子どもやその家庭の支援に携わる民間団体の連携強化

これまで市では、民間団体と協働して在宅家庭支援のための相談体制（子ども家庭総合支援拠点、児童家庭支援センター）や支援メニュー（各種訪問事業、ショートステイ、妊産婦支援等）を段階的に拡充してきたが、令和6年度の改正児童福祉法施行によって、地域子育て相談機関やこども家庭センターによる様々な家庭支援事業の活用や利用勧奨を求められるなど、民間の地域資源との一層の連携が期待されている。そこで、今後さらに行政・民間それぞれの強みを活かした包括的な家庭支援を実施するために、よりよい連携のあり方を検討する。

3. モデルプロジェクト助成事業

※令和4年度までで助成が終了している団体についても、後述するプロジェクト・マネジメント・チームの会合には参加いただいていることから、今年度報告書にも取り上げる。

(1) 社会福祉法人仏心会（みずほ乳児院、児童養護施設 福岡子供の家）

・通所による親子への心理療法プログラム、親子宿泊による育児支援の実施

親子関係づくりサポート事業として、親子通所、宿泊の両方から、親子関係の形成を支援するためのペアレント・トレーニング（PCIT、CARE）を実施。

・訪問型ペアレント・トレーニングの実施

未就学児を対象とした家庭訪問型のペアレント・トレーニング（SafeCare）の実施において、コーディネート機関としてケースの進行、訪問員の調整（マッチング）、研修等を実施。

(2) 社会福祉法人福岡県母子福祉協会（産前・産後母子支援センター こももティエ）

・「ワンストップ型の母子支援拠点」整備、母子支援拠点での相談支援

妊産婦等相談・生活支援事業として、オンライン妊娠相談、訪問相談・受診同行、産後の母子宿泊訓練や子育て・生活の支援、子育て交流スペースの提供等を実施。

(3) NPO 法人キアアセット

・「里親家庭での親子宿泊」事業

身近な寄り添い型の子育てサポートとして、親子で里親宅に宿泊できる親子ショートステイの実施に向けた検討を進める。

(4) NPO 法人 SOS 子どもの村 JAPAN

・レスパイトのため、地域に身近な里親家庭で一時的に子どもを預かる事業

「里親ショートステイ」の受け皿拡大、普及啓発。リクルート、里親の養成研修、保護者支援など、里親ショートステイの体系的な実施モデルを構築。

・「預かるだけでない」支援機能の展開

子どもへの関わり方の保護者へのフィードバックなどを実施。

(5) 社会福祉法人福岡県社会事業団（和白青松園）

・訪問型ペアレント・トレーニングの実施

未就学児を対象とした家庭訪問型のペアレント・トレーニング (SafeCare) の実施において、コーディネート機関としてケースの進行、訪問員の調整 (マッチング)、研修等を実施。

(6) 特定非営利活動法人子ども NPO センター福岡

・区による家庭支援のケースマネジメントや情報共有に役立つツール開発。

区職員が活用するケースマネジメントシステム (kintone によるカスタマイズ容易なシステム) の仕組みづくり・検討。

4. 研究所の役割

(1) 自治体モデルプロジェクトとしての日本財団助成事業

2023年3月31日現在、日本財団からの助成が決定・実施している自治体モデルプロジェクト関連の事業は前述の通りとなっている。児童福祉施設の高機能化・多機能化や、NPO 法人による里親家庭での多様な社会的養育の実施など、全国のモデルとなり得る取組を他自治体に先駆けて実証中である。

(2) 会合等の開催状況

本研究所では、各関係機関との個別の協議の他、関係機関の担当者にご参集いただく会合を開催している。福岡市では、日本財団助成先の実務者の方々による定期的な情報共有・意見交換の場 (PMT) と、行政担当者が研究者を交えて今後必要と考えられる家庭支援を検討する場を設けている。

○プロジェクト・マネジメント・チーム (PMT)

・趣旨：自治体モデルプロジェクトにおいて現場レベルの実行組織として位置づけ、各団体間のプロジェクト進捗状況等の情報共有を円滑化する。また、家庭養育の推進に必要なサポートを、実務の観点から議論する場として運営する。

2023年度第1回：2023年5月22日（月）10:00-12:00 ハイブリット開催
2023年度第2回：2023年10月13日（金）10:00-12:00 ハイブリット開催
2023年度第3回：2024年2月21日（水）14:00-16:00 ハイブリット開催

・構成員（五十音順）

壹岐 愛恵氏（福岡子供の家）
井土 優氏（福岡子供の家）
牛島 恭子氏（子どもNPOセンター福岡）
小江 充大氏（和白青松園）
小松 麻衣氏（福岡子供の家みずほ乳児院）
佐竹 歩氏（福岡子供の家みずほ乳児院）
泊 亜矢子氏（キアアセット）
橋本 愛美氏（SOS子どもの村 JAPAN）
久本 英二氏（福岡市こども総合相談センター）
樋ノ水 秀明氏（福岡市こども家庭課）
福井 充氏（福岡市こども家庭課）
堀 純子氏（SOS子どもの村 JAPAN）
満生 襟可氏（産前・産後母子支援センターこどもティエ コーディネーター）
森尾 真由美氏（和白青松園）
山下 奈美氏（福岡市こども総合相談センター 里親係長）

○在宅支援メニュー検討会

・趣旨：家族の支援ニーズにあった施策の充実を図るため、福岡市内で在宅支援メニューを検討・拡充し、事業検証により構築した事業モデルについて国の予算措置を要望するとともに、市としての事業化を目指す。具体的には、既存の支援メニューの改善、実施予定の支援メニューの内容、新たな支援メニューの開発等について意見交換を行う。

開催日時：2023年4月25日（火）9:30-11:30 オンライン開催

・構成員（五十音順）

佐藤 まゆみ（早稲田大学社会的養育研究所）
畠山 由佳子氏（神戸女子短期大学幼児教育学科 教授）
福井 充氏（福岡市こども家庭課 こども福祉係長）
水本 直美氏（東区子育て支援課 こども相談第1係長）
山岡 祐衣氏（東京医科歯科大学医歯(薬)学総合研究科 プロジェクト助教）
横幕 朋子（早稲田大学社会的養育研究所）

○官民合同研修会

・趣旨：福岡市では、子ども総合計画や日本財団との協定に基づき、NPO や社会福祉法人等の民間団体と協働で在宅家庭支援のための相談体制（子ども家庭総合支援拠点、子ども家庭支援センター）や支援メニュー（各種訪問事業、ショートステイ、妊産婦支援等）を段階的に拡充してきた中、改正児童福祉法（令和6年4月施行）において様々な家庭支援事業の活用や利用勧奨が求められていることを踏まえ、今後さらに行政・民間それぞれの強みを活かした包括的な家庭支援を実施するために、両者のよりよい連携のあり方を考える。

・開催日時：2023年7月7日（金）13：00～15：30 会場開催

・参加者

福岡市子育て支援課子ども相談係職員 13名

子ども総合相談センター職員 8名

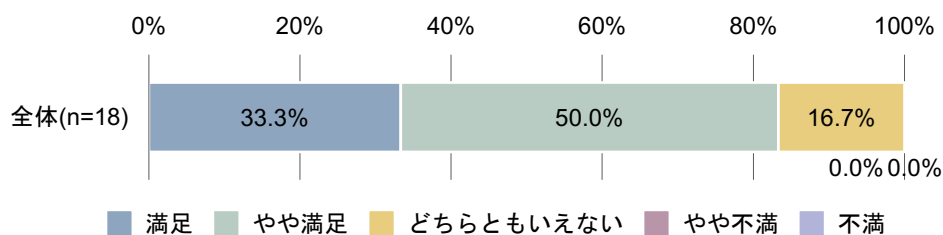
民間団体（※助成先団体以外も含む） 20名

・プログラム

時間	内容
13：00～13：05	趣旨・全体説明
13：05～13：10	福岡市における在宅支援サービスについて（福岡市子ども家庭課） 福岡市予算事業、日本財団助成事業の全体像の共有
13：10～13：50	講師講義（神戸女子短期大学 畠山由佳子氏） 「子ども・家庭のために官民連携によってできること」 「目指すべきミッションそしてビジョンとは」
13：50～14：00	休憩
14：00～15：30	グループワーク 行政と民間団体が協働して支援を行うにあたり、子どもや家庭にどのような変化をもたらしたいか、どのようなアクションを起こせるか、支援をうまく進めるためにどのような協働が必要かについて仮想事例をもとに考える。

・参加者向けアンケート結果

研修全体の満足度（単数回答）



研修全体で参考になった点（自由記述）※一部抜粋

- ・今回のように色々な関係機関や事業所と意見交換する機会には中々ないのでとても勉強になった。また、今後は関係機関や事業所が情報共有したり連携することで支援の幅が広がる可能性を大いに感じる事ができた研修だった。
- ・業務内容が違う立場だと、やはり少し視点が違うことに気づいた。
- ・区の職員や他の民間団体の方の工夫されている所や意見が聞けて良かった。児童養護施設が出来ることは何か、現在の取り組み等、あらためて考えた研修になった。
- ・福岡市における子ども家庭福祉の支援内容（全体像）を知ることが出来た。官民合同で集まること、同種事業の支援団体同士で集まることに、とても意義があると感じた。グループワークでは、それぞれの視点から意見を出し合い、一つのチームになっていくイメージを持つことが出来た。（普段は依頼があれば動く。という流れになっているが、一つのチームになって支援することの大切さを学んだ。）
- ・最近新しく活動を始められた支援団体から、関係者や団体が集まって情報交換や協議を行う機会をもってほしいという強い要望があるのを知った。これまで要対協で協議してきたような、緊急性や重篤性が高い要保護児童に関するケースに限らず、要支援やその手前のケースについても、それに参加する機関や個人がプライバシーの保護や守秘義務を守ることで、情報交換や協議がスムーズに行えるような、独自の協議会やシステムを福岡市として独自に設置、設定できないかと考えた。様々な支援機関が、プライバシーの保護や守秘義務の壁に隔てられて、身動きがとれなかったり、それを口実に不作為に陥っていないか、議論したり、新しい方法を模索したい。

今後知りたい情報（自由記述）※一部抜粋

- ・施設も地域支援を行う上で他機関の支援メニューを把握しておく必要性を感じたので今回のような情報交換の場があれば積極的に参加していきたい。
- ・意見交換会を開催して、民間が日頃の業務を行う中で、行政にはもっとこうしてもらえたら助かるとか、こんな時はどうつなげばいいですかとか、そんなちょっとした疑問や、もやもやの解消に繋がる機会があれば良い。

- ・子どもや親、家族へ提供できる国の支援メニューや、福岡市の支援メニュー、実際のニーズに対してどのくらい提供できているか等について知りたい。
- ・福岡市が目指している子育て支援の全体像について、共通認識ができるような機会があった方がよい。
- ・虐待を防止するために、様々な支援機関や地域が連携し、子育て力をアップするなど成果をあげている自治体の活動が知りたい。子育て支援、女性支援、ひとり親家庭支援、居場所づくり、外国籍の家庭支援等などで面白い活動を行っている団体や個人の様子が知りたい。
- ・官民合同で集まる機会の定期開催を希望する。他所属（区や児相）の業務や役割分担や連携のされ方を知りたい（子育て以外の連携も）。民間団体との連携で事例や、こんな時にこんな連携ができたらということを知り合う時間があればいい。
- ・支援者同士でお互いの立場を理解したり、ミッションを共有したりするうえでこういった場所が定期的にあると有意義。

5. 調査研究

福岡市が推進する児童福祉分野での在宅支援サービスの拡充が、子どもの養育環境の改善に寄与し、ひいては児童虐待の予防に資するかを検証することで、児童虐待の予防的施策のあり方を検討するため「児童虐待の予防的施策の効果検証に関する研究」を実施している。この研究は、福岡市こども家庭課・こども総合相談センター・各区こども家庭総合支援拠点から、当該取組実績や関連指標の提供を受け、施策の効果をマクロ的視点に基づき評価するものである。

令和5年度には、福岡市こども家庭課・こども総合相談センターとの協議を踏まえ、関連指標及び調査票の一部見直しを行い、引き続き関連指標の収集を行った。令和6年度には、令和5年度までのデータを集計・分析し、福岡市における家庭養育推進の状況や助成事業による変化等について分析を行う予定である。

第4章 モデル自治体研修交流会

1. 開催概要

◆目的

各モデルプロジェクト自治体(山梨県、大分県、福岡市)の本庁職員、児童相談所職員、児童福祉機関職員、NPO 法人職員など官民合わせた関係者が集まり、各自治体の取組内容やその成果、課題などを共有し、意見交換・交流する中で、今後の各自治体のより良い家庭養育推進に向けた取組の在り方を検討することを目的として実施した。

また、2024 年度は都道府県推進計画の策定があるため、自治体モデルプロジェクトとも関連する「多様な子どもと家族と支える地域づくり」をテーマに、多様な地域実践に取り組まれている講師からの講義や、地域実践の見学研修を実施した。

◆日時：2024 年 6 月 2 日(日) 15:00 ～ 6 月 4 日(火)12:30

◆会場：ネストホテル札幌駅前会議室
社会福祉法人麦の子会

2. 当日のタイムスケジュール

◆1 日目 (6/2(日) 15:00—18:40)

時間	内容
15:00-15:10	*開会のご挨拶
15:10-16:00	*山梨県よりご発表、意見交換&ディスカッション 最近の取組状況をご報告いただき、アドバイザー、参加者との意見交換
16:00-16:05	休憩およびセッティング (5分)
16:05-16:55	*大分県よりご発表、意見交換&ディスカッション
16:55-17:00	休憩およびセッティング (5分)
17:00-17:50	*福岡市よりご発表、意見交換&ディスカッション
17:50-17:55	休憩およびセッティング(5分)
17:55-18:35	ご講演：「アメリカの里親と里親制度について」 講師：北川 聡子氏(社会福祉法人麦の子会理事長)
18:35-18:40	ご案内

◆2 日目 (6/3(月) 9:30—18:05)

時間	内容
9:30-11:20	*講義1「推進計画と自治体モデルプロジェクト」 10:30～質疑応答、ディスカッション

	講師：福井 充氏（前・福岡市こども家庭課 係長）
11:20-11:30	休憩
11:30-12:30	*講義2「複雑なニーズに対応する施設や里親の高機能化」 講師：古屋 康博氏 (児童家庭支援センター和 センター長)
12:30-13:30	昼食および休憩
13:30-14:30	*講義3「複雑なニーズに対応する施設や里親の高機能化」 講師：福田 雅章氏 (社会福祉法人養徳園 理事長・総合施設長)
14:30-14:35	休憩およびセッティング
14:35-15:00	*トークセッション 「それぞれの自治体における『高機能化』を考える」 河野洋子氏（大分大学福祉健康科学部社会福祉実践コース講師） 中村みどり氏（Children's views&voices 副代表） 福井充氏(前・福岡市こども家庭課 係長) 上鹿渡和宏氏(社会的養育研究所所長)
15:00-16:00	*グループワークおよびディスカッション、発表 「それぞれの自治体における『高機能化』を考える」
16:00-16:10	休憩
16:10-18:00	*グループワークおよびディスカッション、発表 「それぞれの自治体における今後の課題や展開について」
18:00-18:05	ご案内

◆3日目（6/4(火) 8:20—12:30)

時間	内容
8:20	* 予定確認・麦の子へ貸し切りバスで移動
9:00-12:00	* 社会福祉法人麦の子会見学研修
12:00-12:30	* 振り返り・閉会のご挨拶

3. 講義資料

・福井先生資料

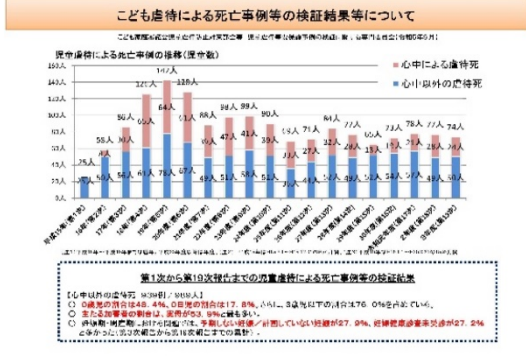
<h2 style="text-align: center;">推進計画と自治体モデル</h2> <p style="text-align: center;">それぞれの地域での資源開発とケースマネジメント強化</p> <p style="text-align: center;">福井 充</p>	<h2 style="text-align: center;">あなたが働く地域での あなたの役割は何ですか？</h2>						
<h3 style="text-align: center;">私の課題と役割</h3> <p>15年前 就労指導は意味があるのか？ 就労「支援」はできているのか？ →就労可能世帯のニーズを把握し、段階的な支援を事業化へ</p> <p>10年前 なぜ子どもたちは家族と暮らせないまま長期入所しているのか？ →入退所状況を踏まえ、措置後のケースマネジメントを改善へ</p> <p>5年前 親子分離を(再)予防する資源やケースマネジメントは十分か？ →施設・里親の多機能化や相談体制の充実により、予防を強化</p> <p>最近 各地の実践・施策をありのまま、手軽に相互参照できないか？</p> <p>(主な著作) ・パーマナンスをめざす子ども家庭支援 (岩崎学術出版社) 共著 ・パーマナンス保障に向けた児童相談所の実践結果の検討 (ワシントン・ワシントン) 共著 ・社会的養育ソーシャルワークの進展「パーマナンス」(日本福祉社) 共著 ・「サポートプラン」を用いた市区町村のケースマネジメントを考える (子どもの虐待とネグレクト50歳) 共著 ・児童支援訪問事業における家庭訪問支援の徹底、支援の困難状況、支援性関係作り的心得について (子どもの虐待とネグレクト50歳) 共著</p>	<h3 style="text-align: center;">次期都道府県社会的養育推進計画策定要領 (案)</h3> <p><移行策定要領></p> <ul style="list-style-type: none"> ●同法、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの権利の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求める。(平成30年7月) ●各都道府県が計画を策定するに当たっては、各都道府県が策定するべき事項の範囲を定め、策定要領として示したものを、各都道府県は、令和11年度を期として「令和2～6年度」「令和7～11年度」の各期に定めて計画を策定。 【策定の留意点】 ●計画の策定は、児童福祉法、および、児童福祉法施行規則、児童福祉法施行令の趣旨に即したものである。 ●また、これに先立つ「令和3年度社会福祉審議会児童福祉社会的養育専門委員会」編成要(令和4年2月)においては、都道府県社会的養育推進計画について、関係の目的を達成するための計画とすべきことが指摘されているところ、これらを実現するための計画の策定を行う必要がある。 <p><主な見直しポイント></p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>見直し内容</th> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>●令和6年度に中期の取組を完了するに当たり、次期計画は令和7～11年度の5期を1期として策定。 ●令和4年度に策定された計画の中期評価を踏まえ、かつ、移行の11項目を13項目とする。 ※「改定を必要とする好まざる変更」に付した取組「施設入所施設における支援」を削除。 ●社会的養育推進計画がパーマナンス保障の推進に寄与する取組の在り方を中心に改定を期成。</td> </tr> <tr> <td>計画の趣旨</td> <td>●「計画の趣旨」(現在の計画・取組状況等)「取組すべき見直し事項」の記載を求める。 ●また、「取組すべき見直し事項」について、「取組・取組の計画」(指定するもの)については定量的な取組目標(数値)として具体的に記載を求める。 ●取組の取組等については、評価のための記述は明示となっているところ、次期計画では、各項目ごとの取組・取組「評価のための取組」を設定する。 ●取組の取組等については、評価のための記述は明示を求める。 ●取組・取組の取組等については、評価のための記述は明示を求める。 ※詳細は別添。</td> </tr> </table> <p>143</p>	項目	見直し内容	計画期間	●令和6年度に中期の取組を完了するに当たり、次期計画は令和7～11年度の5期を1期として策定。 ●令和4年度に策定された計画の中期評価を踏まえ、かつ、移行の11項目を13項目とする。 ※「改定を必要とする好まざる変更」に付した取組「施設入所施設における支援」を削除。 ●社会的養育推進計画がパーマナンス保障の推進に寄与する取組の在り方を中心に改定を期成。	計画の趣旨	●「計画の趣旨」(現在の計画・取組状況等)「取組すべき見直し事項」の記載を求める。 ●また、「取組すべき見直し事項」について、「取組・取組の計画」(指定するもの)については定量的な取組目標(数値)として具体的に記載を求める。 ●取組の取組等については、評価のための記述は明示となっているところ、次期計画では、各項目ごとの取組・取組「評価のための取組」を設定する。 ●取組の取組等については、評価のための記述は明示を求める。 ●取組・取組の取組等については、評価のための記述は明示を求める。 ※詳細は別添。
項目	見直し内容						
計画期間	●令和6年度に中期の取組を完了するに当たり、次期計画は令和7～11年度の5期を1期として策定。 ●令和4年度に策定された計画の中期評価を踏まえ、かつ、移行の11項目を13項目とする。 ※「改定を必要とする好まざる変更」に付した取組「施設入所施設における支援」を削除。 ●社会的養育推進計画がパーマナンス保障の推進に寄与する取組の在り方を中心に改定を期成。						
計画の趣旨	●「計画の趣旨」(現在の計画・取組状況等)「取組すべき見直し事項」の記載を求める。 ●また、「取組すべき見直し事項」について、「取組・取組の計画」(指定するもの)については定量的な取組目標(数値)として具体的に記載を求める。 ●取組の取組等については、評価のための記述は明示となっているところ、次期計画では、各項目ごとの取組・取組「評価のための取組」を設定する。 ●取組の取組等については、評価のための記述は明示を求める。 ●取組・取組の取組等については、評価のための記述は明示を求める。 ※詳細は別添。						
<h3 style="text-align: center;">すべての家庭教育(実親・親族・里親・養親など)に必要な要素</h3> <div style="text-align: center;"> <p>安全 (1)</p> <p>↓</p> <p>安心</p> <p>①危なくない・怖くない ②ニーズに応じてくれる ③つながりが続いている(根っこがある)</p> </div> <p>個別ケア (2) パーマナンス (3)</p>	<h3 style="text-align: center;">パーマナンスの質を高める要素</h3> <p style="text-align: right;">Emben et al. (1977)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>意図と傾倒</th> <th>共通の未来</th> <th>所属感</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭が続いていくことが意図(Intent)されていて、家族がこどもに傾倒(Commit)している</td> <td>当然に共通の未来を想定し、家族との関係の継続性(Continuity)を提供している</td> <td>こどもに法的地位が与えられて権利が守られ、所属感が促進されている</td> </tr> </tbody> </table> <p>パーマナンス</p> <p>当然に未来へ続いていくと感じられる養育者の傾倒的な関わりや家族等とのつながりを通じて所属感を維持・構築できる環境</p> <p>相談援助活動の原則 原●相談所運営指針 2018～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭復帰に向けた努力を最大限に行う必要があり、それが困難と判断された場合は ・親族・知人による養育(親族里親、親族による養育里親、養子縁組)、さらには ・特別養子縁組を検討し、これらがこどもにとって適当でないとして判断された場合には ・里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討すること。 <p>それぞれのこどもの「つながり」を維持・修復・構築するための柔軟な目標設定と変換ができる社会資源とケースマネジメントが必要</p>	意図と傾倒	共通の未来	所属感	家庭が続いていくことが意図(Intent)されていて、家族がこどもに傾倒(Commit)している	当然に共通の未来を想定し、家族との関係の継続性(Continuity)を提供している	こどもに法的地位が与えられて権利が守られ、所属感が促進されている
意図と傾倒	共通の未来	所属感					
家庭が続いていくことが意図(Intent)されていて、家族がこどもに傾倒(Commit)している	当然に共通の未来を想定し、家族との関係の継続性(Continuity)を提供している	こどもに法的地位が与えられて権利が守られ、所属感が促進されている					
<h3 style="text-align: center;">育ちをつなぐ支援・養育とケースマネジメント</h3> <div style="text-align: center;"> <p>ケースマネジメント (市区町村中心)</p> <p>妊産期の支援 基本的な愛着形成 (物の話や言葉を伝える)</p> <p>親子関係の維持・構築 (親子のあり方と関係、記録)</p> <p>自立の支援 (子どもの力を高める)</p> </div> <p>若者・成人支援へのケースマネジメントへ</p> <div style="text-align: center;"> <p>親族・知人の養育</p> <p>家庭養護 (里親・ファミリー)</p> <p>地域小規模施設 高機能施設</p> <p>養子縁組</p> <p>自立後のつながりづくり</p> </div> <p>ケースマネジメント (児童相談所中心)</p>	<h3 style="text-align: center;">目の前の子どもや家族の幸せをつないでいくために</h3> <p style="text-align: center;">一人ひとりがつむぐ糸を できるだけ隙間なく組み合わせる布を織り出す</p> <p style="text-align: center;">それぞれの糸が互いを意識していなくても めぐり合った糸同士は化学反応を起こし また他の誰かを暖める・・・かもしれない</p>						

推進計画の役割

- ・ 事業の構築や拡充を確実に進捗させる【計画性】
- ・ 予防から再統合支援、自立支援まで多岐に渡る事業や体制、権利擁護の仕組みを見落としなく幅広く整える【包括性】
- ・ 現状と課題を踏まえ、当事者や実践者、有識者、施策担当者などの論理的な議論を通じて施策を裏付ける【論理性】
- ・ 妊産婦、子ども、保護者など当事者に説明する【説明責任】
- ・ 納税者や議会に説明できる【透明性】
- ・ 国の通知・要領を基盤に財政・組織部門に説明する【権威性】

1. 基本的考え方（計画記載事項）

- (1) 都道府県における社会的養育体制整備の基本的考え方及び全体像
① 国・地方自治体等においては、児童福祉法第9条に基づき「児童の福祉」の観点が必要。この中で二つの趣旨は明確に記述される必要がある。また、この中で記述されることには、計画が実現することによって、児童福祉法第9条の趣旨が達成されること、子育て支援事業計画との関係性がある。計画の進捗、達成状況を定量的に評価するための評価指標を設定し、計画の実現状況を、毎年度、計画の進捗率により自己点検・評価を実施し、その結果を当該会議へ報告すること、適切なPDCAサイクルを運用することが必要。
② 当事者である子ども・子育て支援推進委員会（児童福祉・自治体関係者等）
・ 令和4年度児童福祉計画においては、この中で掲げる趣旨を達成することを都道府県の責務として位置づけるとともに、児童福祉法第9条の趣旨を踏まえ、さらにこの中で掲げる趣旨の達成に向けた取組を、この中で掲げる趣旨に照らして実施することが必要。
③ 市区町村の子ども・子育て支援体制の構築に向けた取組の進捗
・ 全くとくに、子育て支援、子どもへの権利、権利擁護を行う機関である市区町村の子ども・子育て支援センターを通じて、支援が必要となる等が児童福祉法第9条の趣旨に照らして実施することが必要。
④ 支援を必要とする妊産婦等に対する取組
・ 支援を必要とする妊産婦等に対する取組は、支援の入り口から妊産婦等との関係づくりから、二児に及ぶ多胎児を支援するために実施することが必要。
⑤ 一時的な取組に向けた取組
・ 一時保護を行う場合は、児童に向けた必要保障と無償の必要保障を有する限り適切な保障を確保し、関係者が育ちあえるべきであり、この中で掲げる趣旨と照らして、適切な支援を実施することから、関係者間においては、国において規定する「一時保護施設等」設置基準を踏まえ、適切な基準を定めることが必要。必要な取組を実施することが必要。
⑥ 各年度における取組計画を必要とする取組の進捗
・ 子育て支援や児童福祉、関係機関等との連携、子どもの権利の確保の取組を進め、関係機関等と必要とする取組の進捗を毎年確認することから、国の通知・要領を基盤に財政・組織部門に説明する【権威性】



- #### 市区町村における子育て支援への支援の充実（1. 関係者）
- ① 子育て支援推進委員会（児童福祉・自治体関係者等）の役割を明確にする。支援の充実が求められる。児童福祉法第9条に基づき「児童の福祉」の観点が必要。この中で二つの趣旨は明確に記述される必要がある。また、この中で記述されることには、計画が実現することによって、児童福祉法第9条の趣旨が達成されること、子育て支援事業計画との関係性がある。計画の進捗、達成状況を定量的に評価するための評価指標を設定し、計画の実現状況を、毎年度、計画の進捗率により自己点検・評価を実施し、その結果を当該会議へ報告すること、適切なPDCAサイクルを運用することが必要。
② 当事者である子ども・子育て支援推進委員会（児童福祉・自治体関係者等）
・ 令和4年度児童福祉計画においては、この中で掲げる趣旨を達成することを都道府県の責務として位置づけるとともに、児童福祉法第9条の趣旨を踏まえ、さらにこの中で掲げる趣旨の達成に向けた取組を、この中で掲げる趣旨に照らして実施することが必要。
③ 市区町村の子ども・子育て支援体制の構築に向けた取組の進捗
・ 全くとくに、子育て支援、子どもへの権利、権利擁護を行う機関である市区町村の子ども・子育て支援センターを通じて、支援が必要となる等が児童福祉法第9条の趣旨に照らして実施することが必要。
④ 支援を必要とする妊産婦等に対する取組
・ 支援を必要とする妊産婦等に対する取組は、支援の入り口から妊産婦等との関係づくりから、二児に及ぶ多胎児を支援するために実施することが必要。
⑤ 一時的な取組に向けた取組
・ 一時保護を行う場合は、児童に向けた必要保障と無償の必要保障を有する限り適切な保障を確保し、関係者が育ちあえるべきであり、この中で掲げる趣旨と照らして、適切な支援を実施することから、関係者間においては、国において規定する「一時保護施設等」設置基準を踏まえ、適切な基準を定めることが必要。必要な取組を実施することが必要。
⑥ 各年度における取組計画を必要とする取組の進捗
・ 子育て支援や児童福祉、関係機関等との連携、子どもの権利の確保の取組を進め、関係機関等と必要とする取組の進捗を毎年確認することから、国の通知・要領を基盤に財政・組織部門に説明する【権威性】

- #### 1. 基本的考え方（計画記載事項）
- (1) 都道府県における社会的養育体制整備の基本的考え方及び全体像
① 国・地方自治体等においては、児童福祉法第9条に基づき「児童の福祉」の観点が必要。この中で二つの趣旨は明確に記述される必要がある。また、この中で記述されることには、計画が実現することによって、児童福祉法第9条の趣旨が達成されること、子育て支援事業計画との関係性がある。計画の進捗、達成状況を定量的に評価するための評価指標を設定し、計画の実現状況を、毎年度、計画の進捗率により自己点検・評価を実施し、その結果を当該会議へ報告すること、適切なPDCAサイクルを運用することが必要。
② 当事者である子ども・子育て支援推進委員会（児童福祉・自治体関係者等）
・ 令和4年度児童福祉計画においては、この中で掲げる趣旨を達成することを都道府県の責務として位置づけるとともに、児童福祉法第9条の趣旨を踏まえ、さらにこの中で掲げる趣旨の達成に向けた取組を、この中で掲げる趣旨に照らして実施することが必要。
③ 市区町村の子ども・子育て支援体制の構築に向けた取組の進捗
・ 全くとくに、子育て支援、子どもへの権利、権利擁護を行う機関である市区町村の子ども・子育て支援センターを通じて、支援が必要となる等が児童福祉法第9条の趣旨に照らして実施することが必要。
④ 支援を必要とする妊産婦等に対する取組
・ 支援を必要とする妊産婦等に対する取組は、支援の入り口から妊産婦等との関係づくりから、二児に及ぶ多胎児を支援するために実施することが必要。
⑤ 一時的な取組に向けた取組
・ 一時保護を行う場合は、児童に向けた必要保障と無償の必要保障を有する限り適切な保障を確保し、関係者が育ちあえるべきであり、この中で掲げる趣旨と照らして、適切な支援を実施することから、関係者間においては、国において規定する「一時保護施設等」設置基準を踏まえ、適切な基準を定めることが必要。必要な取組を実施することが必要。
⑥ 各年度における取組計画を必要とする取組の進捗
・ 子育て支援や児童福祉、関係機関等との連携、子どもの権利の確保の取組を進め、関係機関等と必要とする取組の進捗を毎年確認することから、国の通知・要領を基盤に財政・組織部門に説明する【権威性】

各自治体の取組を聞いて どんな気づきや刺激がありましたか？

取り入れたい (or 検討してみたい)
と思ったことは？

社会的養育推進のモデルとなる取組・視点

山梨県

- (3) 市区町村の子ども・子育て支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組
- (5) 支援を必要とする妊産婦等への支援に向けた取組

国の報告が求められるもの

- ・ 市区町村の家庭支援事業等の支援メニューの事業実施率、利用促進に向けた状況把握と支援
- ・ 市区町村子ども・子育て支援事業計画の見直し内容等の進捗計画への反映
- ・ 子育て支援推進委員会の委託先に監視・評価や児童福祉センター、全くとくに、子育て支援センターの設置率の向上
- ・ 児童福祉法第9条の趣旨に照らして実施すること
- ・ 児童福祉法第9条の趣旨に照らして実施すること
- ・ 児童福祉法第9条の趣旨に照らして実施すること

児童福祉センターによる

- ・ 妊産婦等生活援助事業
- ・ 地域の子育て支援事業（ショートステイ等）一市町村に提案、契約
- ・ 子どもの居場所づくり
- ・ ソーシャルワーク人材育成

社会的養育推進のモデルとなる取組・視点 山梨県

(7) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

国の策定要領が求めるもの

- ・ 家庭養育優先とパーマネンシー保障のための児童相談所のケースマネジメントの体制整備（代替養育長期措置を担うケースマネジメントや親子関係再構築支援を担う専任チーム等）
- ・ 保護者支援プログラム実施団体や児童・FII施設と情報共有・協働による親子関係再構築支援
- ・ 親子関係再構築の事業や親子の課題を市町村と共有し、サポートプランに反映し支援
- ・ 養親が居ない場合や親子関係後の支援に際して民間あっせん機関等と協力
- ・ 女子適格施設の児相長官立ての協議検討、籍組成立後の支援（少なくとも半年の継続相談）

・ 返所調査の結果、入所期間3年を超えると家庭復帰困難（長期措置）の状況

・ 移行班を設置 一処遇指導・移行支援課へ体制強化し、直は支援も充実

・ 実践モデル（パーマネンシープランの作成、進行管理）を導入

→ 停滞していた子どもの家族交流が始まるなど動きが出てきた

・ 家庭養育というよりパーマネンシーをめざした結果として委託率が変動

・ 地域から離れても地域の子どものしてまわすことと連携し続けることが課題

・ 子どもの意向と保護者の意向を反映して進行管理 一さなる充実が課題

(米川)

パーマネンシープランニングの要素

- ・ 決定過程への子どもと家族の参加（援助過程への積極的な参加を通じ、親は、子どもが家に復帰し留まるには何が必要とされるのか、必要なら家庭復帰以外の計画へ向けて何をすればよいかを、よりよく理解できる）
- ・ 一時的な代替養育から子どもを移行する様々な選択肢の特定（複数の設定）とその優先順位の決定
- ・ パーマネンシーを達成する支援内容の評価期限を定めたプラン作成
- ・ 分離による感情を子どもが扱うことに役立つ親子交流の積極的促進
- ・ 親権等や養子縁組に関する法的手続の確固たる活用
- ・ ケースが予定どおり動いているか確認する定期的ケース審査（内部、外部、又はその両方）と素早い方針決定

Maluccio et al. (1986)

子どもに合った個別のパーマネンシーゴールを複数設定して並行準備しながら家族や関係者と協働し、子どもの時間感覚を考慮した一定期間内に支援と計画見直しを繰り返してパーマネンシーの早期保障をめざすケースマネジメント

親子分離後のパーマネンシープランニングモデル (PPM) 概念図

1. 調査【状況】 意思・安全・強み・根拠 【実績】 リスク低減策案・有償資源 【現状】 状況・進捗 【留意】 留意事項

2. アセスメント 必要な支援、適切な期限・保証し期限 【留意】 継続教育の必要性、養子縁組の必要性

3. 方針決定（パーマネンシーゴールの複数設定） いつまでに、どのようなゴールを先にするか？

4. 再統合プラン 親子交流（直接・間接・面会・共同生活）、家庭支援（相談・支援内容・連絡関係）、里親移行（移行と親子関係の再構築による子どもの生活環境の改善）

5. 定期評価 家族参加会議、進行管理会議、援助方針会議

6. 代替プラン ①親権等養育（親子関係、養育者変更、親権移譲、養育転居等）、②特別養子縁組（特別養子縁組）、③家族関係・交流を継続（家族関係・交流を継続）

7. 親子支援マネジメント 親子関係情報（おひつぎ）と安全な家庭環境を確保するとともに親子・保護者との関係構築

8. 進行準備マネジメント 共通の未来への歩み寄りを感じられる代替の生活環境を準備する取組活動

子どもの安全とパーマネンシー

アタッチメント形成 アイデンティティ獲得 生涯のウェルビーイング

社会的養育推進のモデルとなる取組・視点 大分県

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

国の策定要領が求めるもの

- ・ 児童家庭支援センターの機能強化（市区町村への専門的な助言・援助、里親支援センター等の一部機能分担、子育て短期支援事業、在宅指導指導委託活用等）と設置促進
- ・ 児童家庭支援センターが担う支援メニューの協議、家庭支援事業の委託など市区町村と連携

- ・ 児童家庭支援センター2か所増設（計5か所）
- ・ 未設置エリア（日田市と佐伯市）のニーズ把握に基づく機能整備
- ・ 宿泊機能を活かしてショートステイを充実
- ・ 市町村事業（子どもの居場所、支援対象児童等見守り訪問等）を推進
- ・ 子どもの第三の居場所事業
- ・ 乳幼児総合支援センター

社会的養育推進のモデルとなる取組・視点 大分県

(8) 里親等の委託の推進に向けた取組

国の策定要領が求めるもの

- ・ 出発時委託が必要となる子どもの数が増加し、（代替養育を必要とする子どもの数×費用）の課題が顕著な子ども等に対し治療や措置を行うことを目的とする施設の入所者数）× 里親等委託が必要な子どもの割合
- ・ 数字は女子編成と里親・FII施設を原則とし、長期入所の子どもの課題に応じて委託を検討
- ・ 乳児施設に入所している子どもは原則として1か所への措置変更を検討
- ・ 乳児施設9%以上・学童施設9%以上の里親委託率に達した市町村を別区分で委託
- ・ 里親委託は実態把握を踏まえ短期・長期・長期・長期にわたる措置であることを里親に説明
- ・ ショートステイなどの短期受け入れ子どもも多様な課題の取り扱いを説明
- ・ 市区町村が子育て短期支援事業に里親・FIIを活用できるような情報提供等を行う
- ・ 自治会や子育てボランティアの発かりでの相談窓口やリクルート、市区町村の協力体制整備
- ・ 里親支援センターでリクルートから委託新隊後支援まで一貫した包括的里親支援体制を構築（NPO系入、乳児施設や児童養護施設等、児童家庭支援センター、里親会の活用も考えられる）

- ・ 里親支援専門NPOとの協働によるリクルート
- ・ 短期緊急里親（全国初）による一時保護対応が実現 → 継続方法が課題
- ・ 3歳未満児委託率の上昇 66.7%
- ・ 乳児施設の改築と機能転換

社会的養育推進のモデルとなる取組・視点 福岡市

(8) 里親等の委託の推進に向けた取組

- ・ ショートステイ里親の増加によって新規の里親登録数はR5に68世帯
- ・ 里親ショートステイのNPO事業委託開始
- ・ 新規登録の急増（R5は68世帯）
- ・ 里親家庭のアセスメントにつながる
- ・ 子どもはショートステイで行ったことのある家庭に一時保護される

(7) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・ 家庭移行支援の実践によって施設入所児童が減少
- ・ 区の体制強化や予防支援の充実により新規措置や代替養育児童全体が減少
- ・ 里親委託児童の家庭復帰割合が上昇
- ・ 児童養護施設入所児童は家庭復帰割合が低下（背景：中高生の措置増加）
- ・ 家庭復帰が望まない代替養育中の児童のパーマネンシー保障が課題
- 自立支援の充実へ

社会的養育推進のモデルとなる取組・視点 福岡市

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

(5) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

国の策定要領が求めるもの

- ・ 市区町村による十分な家庭支援事業の事業見込み、家庭支援事業を活用した積極的な支援
- ・ 市区町村の家庭支援事業含む支援メニューの事業量確保・利用促進に向けた状況把握と支援
- ・ 市区町村子ども・子育て支援事業計画の策定し内容の進捗計画への反映
- ・ 子育て短期支援事業の委託先に児童・FIIや児童家庭支援センターを積極活用するための支援
- ・ 妊産婦等生活援助事業の充実が確保（乳児院・母子生活支援施設等の活用）
- ・ 助産師の確保と助産制度の周知
- ・ 市区町村等の関係機関との連携会議、研修実施、安分娩等の連携体制の構築
- ・ 特定妊婦等を都道府県に報告して妊産婦等生活援助事業や家庭支援事業により積極的に支援

- ・ 児童相談所から区への振分けの仕組みを導入（R3〜）
- ・ 同時に区の人員体制強化（R3支援拠点設置、R6子ども家庭センター）
- ・ 施設の高機能化により、妊産婦支援、親子関係支援、短期入所などを構築
- ・ 里親ショート委託化と施設専任職員配置によりショートステイを大幅拡大

社会的養育推進のモデルとなる取組・視点 福岡市

実親養育を支援する体制・仕組み・サービスの構築

■ 在宅支援体制の強化

- 各区に子ども家庭総合支援拠点を設置
- 2021 + 31名（振分けの運用開始にあわせて受け皿を整備）
- ・ 家族との協働により正確なニーズ把握に基づく支援を推進
- ・ 親子関係などの質の高いアセスメントのため心理職を配置
- ・ 「見守り」で終わらせないソーシャルワーク機能を強化へ
- 早期把握・早期支援を推進するためワーカー職を増員
- 2023 + 33名（中学校区に1名配置へ） ※人材確保の課題あり
- 子ども家庭センターを設置（2024）、統括支援員等を増員
- 児童家庭支援センターを増設（全区設置へ）
- 休日・夜間対応や通所機能を分担して区の支援体制を補強

実親養育を支援する体制・仕組み・サービスの構築 (福岡市)

■在宅支援(区)につなぐ仕組み(振り分け機能)の導入

児童虐待相談(対応)件数の推移(福岡市)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東区	2,002	2,549	2,678	2,714	3,100
南区	1,309	1,491	1,517	1,562	1,859
中央区	385	466	451	444	436
西区	441	481	454	444	436
南区	1,309	1,491	1,517	1,562	1,859
中央区	385	466	451	444	436
西区	441	481	454	444	436
南区	1,309	1,491	1,517	1,562	1,859
中央区	385	466	451	444	436
西区	441	481	454	444	436

- 振り分け部署の設置
- 振り分け基準の策定
- 2021～振り分け実施

各区 子ども家庭総合支援拠点 面談DV等の相談通告を児相の調査・指導で安易に終結とせず在宅支援サービスや地域・関係機関との連携による予防的な支援へ

実親養育を支援する体制・仕組み・サービスの構築 (福岡市)

■在宅支援サービスの拡充

- 多様な訪問メニューを拡充して家庭養育上の様々なニーズに対応
 - 専門的相談支援、育児・家事ヘルパー(保育所送迎など)
 - 産前・産後ヘルパー派遣、産後ケア訪問型
 - こどもサポーター(子どもの直接相談)、学習支援
 - 食材・消耗品付き生活支援(支援の入口として区につなぐ)
 - 訪問型のペアトレ(安全環境づくり、親子相互交流促進)
- 子どもショートステイ(施設・里親の受け皿拡大) ※10年連続増
- 親子宿泊による支援
 - 妊娠相談、同行・訪問、産前・産後のサポート(母子生活支援施設)
 - 産後～乳幼児期の育児習得・愛着形成の支援(乳児院・里親家庭)
 - 親子ショートステイ(休息、親子関係づくり) 乳幼児～小学生

施設の多機能化 (福岡市)

母子生活支援施設が妊娠前から相談・支援する機能を拡大へ

- 妊娠届出前の悩みを早期にキャッチ
- 親子分離を予防する集中的なアセスメントと支援

妊娠相談、訪問・同行、居住支援、自立支援を一つの施設が担うことで出産前後から親子のつながりを築き、保ち、親子関係を将来へつないでいく

妊娠相談	訪問・同行	居住支援	自立支援
つながり	つなぎとめる	そばで支える	暮らしへつなぐ
<ul style="list-style-type: none"> SNS等広域・検索サイト設定 24時間365日の相談受付 LINE・メール・電話相談 妊娠・生活の困りごとに助産師等が寄り添う 	<ul style="list-style-type: none"> 希望場所への訪問・見守り 産科受診(妊娠検査等)同行 初回受診科を助産 妊婦健診・妊婦健診同行 関係機関等と連携・連携 社会福祉士による生活保護申請などの利用支援 妊婦健診受診が滞っている妊婦を訪問・状況把握・相談 	<ul style="list-style-type: none"> 母子育育室(通所)4室 産院から最大6か月 産院に向けた健診づくりや日常生活をサポート 産後のケアや養育支援 心療職のアセスメントやカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> 就労相談・教育訓練の紹介 困難相談・課税管理の支援 退所後の相談、個別陪泊

施設の多機能化 (福岡市)

人材や空間をフル活用

乳児院・児童養護施設が多様な方法で親子を支援へ

■短期養育

- 一時保護専用施設を多数設置→学校送迎付の一時保護やショートステイ
- 住み慣れた地域とのつながりを保ちながら短期間の預かりで親子を支える

■親子関係づくり

【通所型】 親子相互交流プログラム (PCIT, CARE)

【訪問型】 (SafeCare) 自宅にある環境で実践

【宿泊型】 一日の流れの中でサポート

親子の関わり合いを促す

いつでも相談できる安心感のもとで習得 親子関係アセスメント

里親の役割拡大 (福岡市)

里親家庭が地域で親子を支える身近な存在へ

■里親ショートステイ

- 家族や地域とのつながりを保ちながら支えられる(こどもの負担軽減)
- 里親委託との連続性(ショート里親への委託、委託解除後のショート利用)
- 「家庭」の生活でわかるこどもの特性や関わり方のアセスメント
- こどもの発言や自宅送迎(家庭訪問)などでわかる親子関係や家庭状況

受け皿拡大により10年連続で利用日数が増加

年度	2013年度	2022年度	2023年度(見込み)
利用日数	1,265日	6,851日	9,000日

低所得・ひとり親家庭・要支援の家庭を無料化 → 計画的な利用による回復の支援も可能に

NPOの里親支援SWが 家族と接離・調整

今後のチャレンジ

- 家族へのフィードバックによる子育ての支援
- 区へのフィードバックによる支援全体への反映、区との効果的な連携

里親の役割拡大 (福岡市)

里親家庭が地域で親子を支える身近な存在へ

■家族との共同養育 Shared Parenting (共同養育の意義とポイント)

- 里親の協力のもと、こどもと実家族との定期的交流を促進
- 里親養育の記録をもとに児相や里親が実家族へ日頃の様子や成長を伝え、家族が「一緒に育てている」感覚を保ち続ける
- 里親から実親へ、できる限りこどもの前で日頃の様子等を伝えていただく → 慣れてくれば、児相が立ち合いせずに送迎や実親との会話を任せることも
- 交流前後のこどもの喜びを家族へのフィードバック → 交流意欲
- こどもへの対応に関する家族の困りに共感して関わりを助言

こどもが家族も里親も自分に関心をもっている安心感を抱きながら、家族へのつながりや帰属意識を感じ続けられる

里親の役割拡大 (福岡市)

里親家庭が地域で親子を支える身近な存在へ

■家族との共同養育 Shared Parenting (募集・養成・マッチング)

- 自分のこどもとして育てたいという夫婦は養子縁組里親として登録いただき、こどもと家族を一時的に支えたい、社会貢献がしたいという方を養育里親として登録
- 養育里親に対しては、研修段階から、家庭復帰に向けて親子交流のサポートや児相との連携をお願いしたいこと、家庭復帰困難な場合は養子縁組里親への措置変更がありうることなど、代替養育を担う里親家庭の役割をご説明
- 里親委託の際は、里親候補者に対して、こどもや家族の必要情報、家族との交流の頻度や協力いただきたいこと、家庭復帰の目標時期などご説明し、マッチングを実施

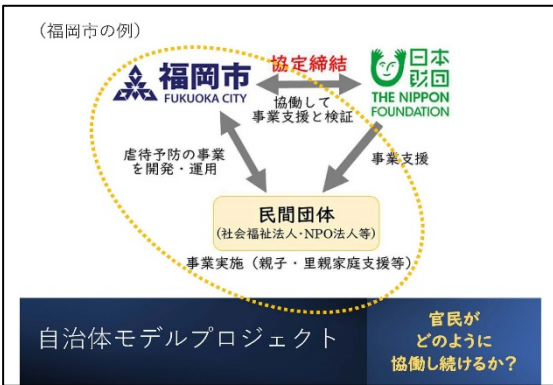
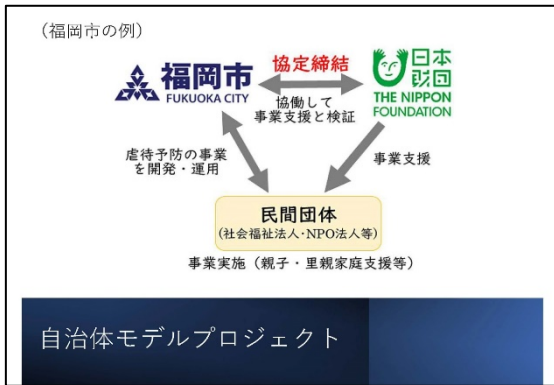
里親の役割拡大 (福岡市)

里親家庭が地域で親子を支える身近な存在へ

■家族との共同養育 Shared Parenting (家族との調整と専門性)

- 実家族には「里親委託は、こどもを取られるわけではなく(家庭復帰等に向け)里親と一緒にこどもを育てていく」との認識をもってもらえるよう、基本的な下記を説明(例外あり)
 - 他人のこどもにはならず家庭復帰等に向け一定期間育てる仕組み
 - 里親委託後もこどものために定期的な親子交流を続けてほしい
 - 実親子交流の支援も里親と里親の役割なので話し合いを続けたい
 - 実家族と里親が一緒に育てることがこどもにとって大切である
 - 里親養育中、こどものための話し合いや受診(就学相談、乳幼児健診、療育検討など)、行事(運動会など)に参加してもらいたい

実家族が里親委託や家庭復帰に向けて前向きになりやすい一方で、実家族と里親の互いの事情・感情・共感部分を伝え合って協力関係を築いていくための調整者(児相や里親支援SW)の専門性が求められる cf. NCDHHS-DSS (2019)

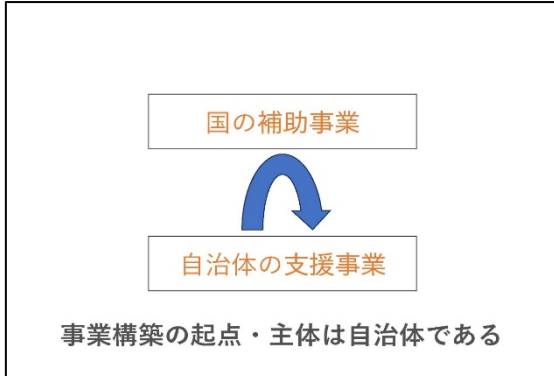
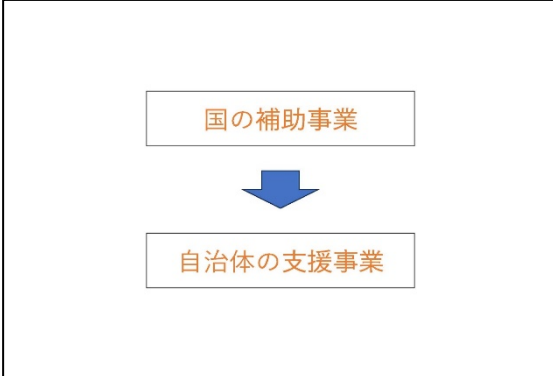


里親の役割拡大 (福岡市)

里親家庭が地域で親子を支える身近な存在へ

- 一時保護委託
 - ・ 2016～「赤ちゃんを数日から」預かれる「乳幼児短期里親」を募集
 - 問合せのハードルが下がり多様な里親が増加（共働き、ひとり親等）
 - 「いったん施設に」が減った + ショートステイの抱い手が増えた
- 「親子支援里親」（親子宿泊による支援）のモデル構築
 - ・ 出産前後や乳幼児期に短期～中長期の親子宿泊を通じて養育を支える
 - 実家を頼るような安心感をもてる信頼関係を築きながら、家庭環境で見守るからこそわかる小さな変化に要望自身が気づけるよう支援
 - 「親子支援里親」類型追加による研修・手当や親子宿泊事業の創設提案へ
- 里親役割の変遷

2005 - 2011	2012 - 2015	2016 -	2022 -
乳幼児の優先里親 中長期の代替家族	高校生の進学支援 高校生への進学支援	再婚含等まで短期保育 自立まで中期保育	再婚含等まで短期保育 予防的支援の担い手
制度発表・急拡大 委託率 10%→28%	慎重な委託推進 委託率 31%→33%	短期里親の増加 委託率 40%→59%	予防機能への拡大 乳幼児委託率 87%



子育て短期支援事業 (福岡市)

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和6年度予算 2,074百万円 (1,847百万円)

1. 事業の目的

2. 事業の概要

3. 実施主体等

事業費	1,500円
経費	930円

子育て世帯訪問支援事業 (福岡市)

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和6年度予算 2,074百万円 (1,847百万円)

1. 事業の目的

2. 事業の概要

3. 実施主体等

事業費	564,000円
経費	360,000円

親子関係形成支援事業 (福岡市)

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和6年度予算 2,074百万円 (1,847百万円)

1. 事業の目的

2. 事業の概要

3. 実施主体等

事業費	2,210円
経費	1,790円

施設養護の可能性と限界

中途からの養育は誰だって難しい。それまでの育ちを無視するわけにはいかないからだ。ましてそれまでに虐待体験があったり、生来の発達上の問題を有していればなおさらだ。いずれにしても、人間形成にとって重要なことは、成長発達の第一段階（乳児期）において、**自分を無条件に愛し受け入れてくれる大人との間に愛着関係を形成することである。**その意味では、特定の大人が一貫して関わる里親養育が優先して考えられるのは当然といえる。

しかし、ある段階まで成長した子どもの言動を、無条件に受け入れることは果たして可能なか。少なくとも子どもが里親家庭の暮らしを受け入れ、里親を親として認めるプロセスは平坦ではない。

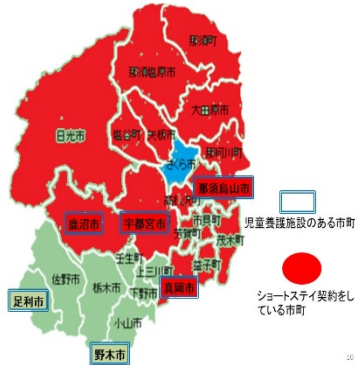
施設は本当に多様な子どもと向き合ってきた。なぜそれができるのかといえば、専門家がチームで養育するからだ。ローテーション勤務で定休日もあり、職員として守られている。

それに壮絶な体験をしながらも頑張っている仲間存在は大きい。人間関係がどんどん希薄になる現代、生身のふれあいは大切な。子ども間で生じるトラブルを解決していくプロセスを通して人間関係のとりかたを学んでいく。そうした体験は子どもの成長に欠かせない。

しかし、多くの子どもと職員がいるなかで、子どもは愛着形成という極めて重要な発達課題をクリアできてきたのだろうか。併せて、安全・安心な（**自己領域が守られる、ありのままの自分でいられる**）暮らしを享受できたのだろうか。

養徳園の地域子育て支援

- 子育て短期支援事業委託契約(ショートステイ)
- H19年4月～ さくら市
 - H21年4月～ 宇都宮市
 - H26年4月～ 矢板市
 - H27年4月 児童家庭支援センターちゅうりっぷ園設**
(H27年4月～ さくら市からトワイライトステイ受託)
 - H27年9月～ 高根沢町
 - H27年11月～ 大田原市
 - H27年12月～ 那須塩原市
 - H28年4月～ 那須町、塩谷町、那珂川町
 - H29年10月～ 芳賀町
 - H30年10月～ 益子町
 - H31(現)年 9月～市貝町、10月～日光市、11月～真岡市
 - R2年9月～ 茂木町
 - R3年10月～ 鹿沼市
 - R4年7月～ 那須烏山市

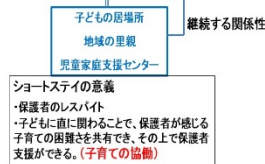


一時預かり・各相談実績

	H27年度	H30年度	R5年度
ショートステイ	7件延べ27日	159件延べ306日	200件延べ463日
トワイライトステイ	0件0日 (H27.10.1～)	57件延べ57日	23件延べ23日
緊急一時保護委託	9件延べ126日	6件延べ184日	23件延べ1307日
ショートステイ契約市町	さくら市、 矢板市、宇都宮市 (H27年4月1日)	11市町	17市町
要対協への参加	さくら市	矢板市、那珂川町、 那須塩原市、高根沢町、大田原市、 塩谷町。計7市町	那須烏山市 計8市町
電話相談(毎日8:30～17:15)	42ケース478件	163ケース1261件	248ケース1787件
来所相談	32件	370件	556件
訪問相談	187件	646件	1065件

保護者の必要に応じてショートステイにつながるが、子どもの必要に応じてつながるわけではない。

子どもの状況を見守り続け支援につなげる人の必要性。



子どもの居場所「月の家」

子どもの状況

- 風呂に入っていない
- 衣服が不衛生
- ご飯を食べていない
- 親が帰ってこない
- 家がごみ屋敷状態
- 進学をあきらめている
- 修学旅行に行けない
- 不登校 などなど

⇒ 親に指導するが改善されない
子どもの環境が変わらない

なら、直接子どもを支援しよう

学校に迎えに行き居場所に連れてくる。宿題を遊んで、入浴して、夕食食べて、自宅に送り届ける。
そして、わくわくする体験をする。

子どもの居場所「月の家」をこんな場にした

支援の基本方針

途切れることのない支援であること（パーマネンシーの保障）
……子どもが真に社会的自立を果たし、虐待や貧困の連鎖を断つために大切なことは、子どもとの関係を基礎として、その子の自立へのプロセスにおいて必要な支援を適時届けることである。そのために年齢に関係なく途切れることのない支援に努めたい。

寄り添い共に行動する存在であること
類縁の地縁、血縁のない中で子育てをしている保護者に対して、指導的に関わるのではなく、うまくできない現実寄り添い、共に行動していく存在でありたい。

休息の場であること
厳しい環境で生活している子ども、保護者が、ホッと一息でき、ありのままの自分でいられる場でありたい。

<p>県の福祉 社会的養護</p> <p>児童相談所 児童養護施設・乳児院などの社会的養護施設 自立援助ホーム ファミリーホーム 里親 等 常に子どもを養育している強み</p> <p>宿泊預かりの機能 養育のノウハウ</p> <p>ショートステイ トワイライトステイ 児童家庭支援センター</p> <p>市町の福祉 地域子育て支援</p> <p>こども家庭センター</p> <p>保育所 認定こども園 地域子育て相談 子育てサロン ファミリーサポートセンター 学童保育 放課後等デイサービス 等 子どもの居場所 里親ショートステイ トワイライトステイ</p> <p>分園型グループホーム 里親 ファミリーホーム</p> <p>宿泊預かりの機能 養育のノウハウ</p>	<p>こども家庭センター</p> <p>児童相談所</p> <p>養育に困難を抱える保護者 不適切な養育環境にある子ども</p> <p>地域子育て資源</p> <p>児童家庭支援センター 社会的養護施設</p> <p>ショートステイ トワイライトステイ</p> <p>子どもの居場所</p> <p>地域の里親</p> <p>親戚の役割</p> <p>児童家庭支援センター、里親ショートステイ、子どもの居場所に共通するもの</p> <p>地域にあって保護者とともに、または保護者に代わって、子どもとの関係性を基盤として、その子の発達段階に応じた必要な支援を適時届けることである。</p>
<p>南小学校</p> <p>保育園</p> <p>氏家養護園</p> <p>学童保育センター</p>	<p>ケアラーの生きづらさの背景にあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 不信をベースにした人間関係 絶対的安全基地を持たない 施設で育ったというスティグマ（恥辱） <p>スティグマを醸成するもの（身近でない施設）</p> <p>社会的養護施設は都道府県が所管しているので、保育所のような地域型施設ではなく広域型施設である。各地から虐待等で家庭で暮らすことができない子どもが入所してくる。したがって地域住民からすれば、なぜここに施設が存在するのかの意義を見出しにくい。</p> <p>親からすれば施設を利用することへの抵抗は根深い。施設は地域から歓迎されてこなかったことから地域の子育て支援に積極的にならない。地域行政も施設がもつ機能をもどるように利用したらよいかかわからない。</p>
<p>残された課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の社会化～スティグマの解消へ～ かつての施設の社会化は施設の子の養育を地域と連携して行う。そのために地域住民に社会的養護の下で生活する子どもへの理解を促進していくことが大切とされた。 新しい施設の社会化 施設の機能を地域に還元していく。施設は地域の子育て支援ニーズに積極的に応えていく必要がある。 施設養育の評価 養育の評価というと、施設で長く生活したケアラーについて語られることが多い。高卒まで生活する子どもより中途で家庭復帰する子どもの方が圧倒的に多い。そうした子どもにとって施設養育の意味は何であったのか。 	<p>最後に</p> <p>私の持論は施設養護の発展的解消である。これまでの要保護児童の福祉は、子どもを家庭・地域から切り離し問題を見えなくしてきた。そのための施設養護なら解消されるべきだ。</p> <p>願いは、児童養護施設がもつ機能とノウハウが地域の子育て支援に役立つことであるが、それは現状の施設養育を否定するものではない。子ども同士がともに暮らすことには意味がある。人への警戒という壁を身に纏（まと）った子ども達が、互いにぶつかり合い、助け合い、協力し合うといった体験を通して、壁を崩していき、社会性や協調性を身につけていく。また、つらい過去を背負いながらも前を向いて生きている仲間姿を見ながら、「自分もできるはずだ」と勇気づけられることもある。子ども同士の関係性は子どもの育ちにとって重要な要素である。</p> <p>しかしながら、子どもの成長発達の保障、ひいてはパーマナンスの保障は、児童養護施設だけではなし得ないことを踏まえれば、子どもの育ちを支えるために、家庭、里親、地域行政との連携は必須のことである。そのなかで児童養護施設は中心的な役割を果たし得ると信じている。</p>

ご清聴ありがとうございました。。。。

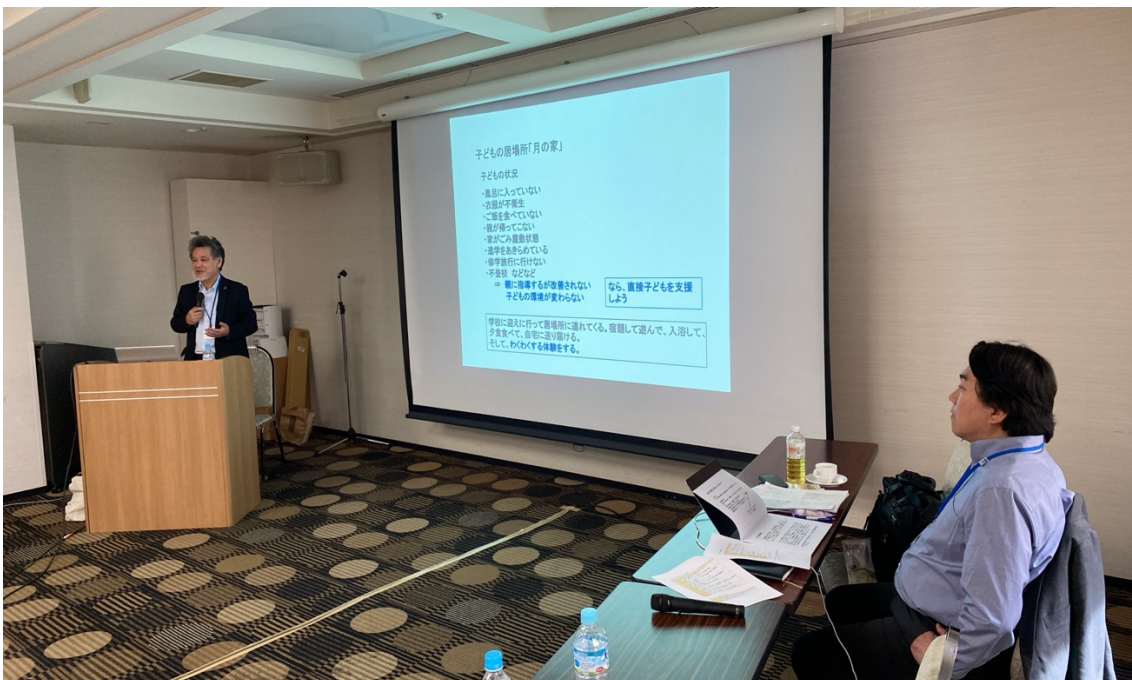
家庭養育原則の下、地域での支援の充実が一層求められます。

4. 当日の様子

* グループディスカッションの様子



* 講義の様子



5. アンケート結果概要

①1日目の各自治体発表・講義についての感想・気づき

・各自治体の発表を聞き、家庭養育推進自治体モデル事業がどのように展開されているのか、またその地域の課題やその課題に向けての取り組みなどが聞けたことはとても良かったです。

・なかなか各自治体の取り組みを知る機会がないので、今回の研修で各自治体の具体的な取り組みを知ることができて良かったです。地域によって、ニーズや取り組む課題も少しずつ変わってくると思うのですが、各自治体の取り組みをこのような機会に共有しながら、また自分の地域はどうだろうか、どんなことができるのだろうかと比較をしながら考えることができました。

・各自治体の取り組みに思いや熱意を感じられ、刺激を受けました。今回、発表する中でこれまでの取組みを俯瞰的に見ることができました。その中で感じたことは、いろいろと改革を進めてきたことに対する振り返り、評価をやっていくことこそが責務だと強く思いました。先進的に進めていると言われる中で、様々な課題にも直面しており、全国的にこのような取組みが進むと他の自治体でも同じ問題に直面するでしょうし、その時に、その影響を一番強く受けるのは子どもだと思います。そのために、私たちが何をすべきなのかしっかり考えていきたいと思いました。良かったことだけでなく、改善すべきこと、また、そこにある子どもと家族の生活にこそスポットを当てて引き続き取り組んでいきたいと思いました。

・自治体ごとの社会的養育に関するこれまでの取組状況、社会資源の状況、財政状況等によりかなり地域差がある事を実感した。しかし、どの自治体も現況の中で、可能なところから、やれることに取り組んでいることがわかった。

自治体による個別性は、むしろ大事にしなければいけないと思うが、地域差（特に財政面での）により居住する自治体でサービスに格差が生じるようなことは極力ないよう、国が積極的に是正に努めてほしいと思う。

・講演も日本以外の里親制度の報告についても興味深い内容でした。

②2日目の講義、ディスカッションについての感想・気づき

・パーマネンシー保障という観点から家庭養育推進自治体モデルプロジェクト全体を考える機会となりました。また、児童育成支援拠点事業についても同事業の意義を学び、在宅支援における具体的な展開について考えることができました。なお、「今後の課題や展開」についてのグループ・ディスカッションでは、他県の皆さんとテーブルを囲むスタイルでも良かったかと思えます。

・推進計画は、必要だけど足りていないことを実現させるために、計画策定の機会を上手く活用すると考え取り組んでいけると良いと思いました。高機能化については講義やディスカッションを通じていろいろ考えさせられました。多機能化も高機能化もとにかく子ども

にとって必要なことを考えていかなければいけないし、それには子ども自身の声を聞くことも大切だと感じました。

・ディスカッションでは、5年間の振り返りを行うことで、多機能化してきた流れを改めて感じる事が出来ました。高機能化していくにおいては、人材確保や人材育成の課題が大きいので、今後は、その点を注視して、取り組んでいきたいとします。

・将に「高機能化とは・・・」を追求する1日だったと思う。この数年、施設の高機能化・高機能化が謳われている。多機能化は理解しやすく実践している施設も多数あるが、「高機能化」となると何をもちょう高機能化なのか？今もこういう事です、と明言できるまでに整理が出来てはいないが、考え続ける、追求し続ける機会になった。

・過去五年間を遡って考えるワークについては、行政や民間団体が今まで取り組んできたことを見せていただき、現在に至るまでの過程を知ることができた。自分が知らないことが多く、計画の中で取り組まれてきたことや皆さんの実行力や意識の高さに圧倒されてしまった。もっと国や市の動きに目を向けて、自施設ができることを探っていきたいと感じた。

・いろいろな支援メニューがあっても情報提供する支援者の知識不足によって、利用できないことがないよう、情報難民にならないよう、新しい情報には注視していきたい。

③3 日目の麦の子会見学について感想・気づき

・実際に見学することで、そこで働く職員の皆さん、利用者の皆さんの日常を見ることができ、温かい雰囲気を感じる事ができました。今は多くの幅広い支援が受けられるようになっていますが、足りない支援があればその都度作り出すという過程があり、今のように必要な支援を受けながら安心して生活できる場所になってきたのだと思いました。利用者が支援者にもなったり、利用していた子どもさんが大人になって職員として働いている等、なかなか人員確保が難しい福祉分野で、人と人とのつながりで支援がつながっていることもすごいと思いました。

・麦の子さんの事は事前に調べてはいましたが、実際に見学させていただき想像以上の奥深さに感激いたしました。困りを抱えて訪れた麦の子で、保護者も子どもも継続した支援を麦の子の中で行えていることは素晴らしく感動を覚えました。なかなか聞くことができない自助グループの方のお話も大変貴重でした。当事者の孤独感、負の連鎖を生む声で聞かせていただいたことで実親への理解という点が自分なりに更に深まりました。

・利用される保護者の方々に働いてもらうこともとても良い流れになっていて、制度や多機能、高機能、包括、重層的・・・という言葉が飛び交う支援者の世界にあって、人の営みというようところで地の上で実践していくとこのような形になるのかと、衝撃を受けました。

・「困っている親子がそこにいる」ことから様々な支援を試行錯誤している中で、それがのちに制度になっていきながら、あれだけの街づくりにつながっていったということが素晴らしかった。目の前にいる子どもやその家族にどのような支援が必要かを常に考えていける組織でありたいと思った。

④本研修について改善してほしい点、今後行ってほしい研修テーマ

・発表や講義がどれも素晴らしいので、ディスカッションの時間を少し減らして、発表や講義の時間をもう少し長くしてほしいです。

・施設見学は今後も取り入れていただきたいです。

・他自治体多職種と意見交換を行なって様々な考え方を知り、講師による説明で最新の情報を知ることができ、とても参考になる内容であったので、より多くの人に参加してもらえるといいと思う。ただし、遠距離のうえ、内容が詰め込みすぎであるため、もう少し余裕をもった全体行程にしてもらえるとありがたかった。

・親子同時受け入れ里親の開拓・支援について悩むことや、個人的な課題も多いので、親子支援について、親子を支える取り組みについての研修テーマがあれば、ぜひ参加したいと思います。

・研修スケジュールにあまり余裕がなく、もっと他都市の方の取り組みを聞いて学べる時間があるとよいと感じました。皆さん、各自治体で先駆的に取り組まれている実践者ですし、学ぶことは非常に多いと思います。加えて、困難かもしれませんが、研修地の自治体にも何かしらのアプローチで声をかけていただき、参加いただくと新たな横展開が広がるかなと思ったところです。

・今後の研修についてですが、私個人としては、実践者の話を聴きたいです。特に地域に根差して、地域の社会資源として活躍されている児童福祉施設や障害を持つ子どもの特別養子縁組の取り組みをされているところ、社会的養護の自立支援に先進的に取り組んでおられるところなど、メインストリームではないかもしれませんが、社会的養育において重要な役割を担っているところの実践者の話を聴く、見て学ぶことが本当に役立つので、そのような研修を希望します。

・他の自治体の方と意見交換する時間があってもよかった。

地域支援、家庭復帰後の支援のあり方支援を受けることに抵抗のある方やそもそも支援を望んでいない方への支援、子ども家庭ソーシャルワーカー認定資格について、子どもの支援に関わる行政・民間の職員が学ぶべき知識、人材育成や人材の確保に関する研修

・今回、初めて参加させてもらったが、とても有意義な研修、交流会だった。これを職場にどのように持ち帰るか、伝達研修が難しいと思う。特に、2日目の研修は各団体のいろいろなポジションにいるメンバーに体験してもらいたい内容だと思った。経験が浅い職員はこれからを見通すヒントに出会えるだろうし、経験の長い職員やリーダー的立場の職員にはこれから何をなすべきか、具体的に考える機会になったと思う。

早稲田大学大学院 総合研究機構
社会的養育研究所

2023年度
自治体モデルプロジェクト報告書

2024（令和6）年8月

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION